

インターネット基盤委員会報告書
パブリックコメントとして
提出された意見及び委員会の考え方

平成21年6月15日

目次

○報告書案に対する意見募集の結果.....	1
○委員会の基本的な考え方	3
○提出された意見及びそれに対する考え方.....	7
1 総論について.....	7
2 報告書の各論について	18
(1) 新たなトップレベルドメインの要望について	18
(2) 新たなトップレベルドメインの導入効果について	19
(3) 「.日本」の導入に向けた検討の背景について	27
(4) 日本語による新たな国別トップレベルドメインの文字列について.....	29
(5) ドメイン登録の費用について.....	30
(6) 「.日本」と「.jp」の関係について.....	30
(7) 「.日本」と「.jp」の関係が分離となった場合のサービスポリシーについて	43
(8) 優先登録の具体的な実現方法について	44
(9) 業務運営の基本ルールについて	46
(10) ローカルプレゼンスルールについて.....	47
(11) 事業者選定の方法及び選定基準について.....	49
(12) 既存事業者が「.日本」を管理運営することを希望する意見	50

(13) 公正な選定を担保するために考慮すべき事項について	51
(14) 審査項目について	55
(15) 選定主体（協議会）の在り方について	59
(16) 事業者監督について	66
(17) 地理的名称に関連するトップレベルドメインの導入について	69
(18) 将来の検討課題について	73
3 その他	76
(1) JP ドメインに関する要望	76
(2) 技術的な要望	76
(3) 表現に関するご意見	79

報告書案に対する意見募集の結果

○ 法人からの意見

(50音順)

意見提出者		代表者名など	
1	IP Mirror Japan 株式会社		Janna Lam
2	いわき市	市長	櫛田一男
3	NECビッグロブ株式会社	代表取締役執行役員社長	飯塚 久夫
4	株式会社アドミラルシステム	代表取締役会長兼社長	丸山 治昭
5	株式会社アंकテック	代表取締役	石田 誠
6	株式会社インターネットイニシアティブ	代表取締役社長	鈴木 幸一
7	株式会社インターリンク	代表取締役	横山 正
8	株式会社Overload	代表取締役	中村弘人
9	株式会社グルメびあネットワーク	代表取締役社長	奥原 淳
10	株式会社国際調達情報 (PSI-Japan, Inc.)	代表取締役社長	Duane Connelly
11	株式会社電算	代表取締役社長	黒坂 則恭
12	株式会社新潟通信サービス	代表取締役	本間 誠治
13	株式会社日本レジストリサービス	代表取締役社長	東田 幸樹
14	グローバルコモンズ株式会社	代表取締役	坪 俊宏
15	財団法人インターネット協会	理事長	矢野 薫
16	財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	所長	宇津宮 孝一
17	社団法人日本インターネットプロバイダー協会	会長	渡辺 武経

18	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター	理事長	後藤 滋樹
19	日本インターネットエクスチェンジ株式会社	代表取締役社長	石田 慶樹
20	日本知的財産協会	理事長	萩原 恒昭
21	日本弁理士会商標委員会	委員長	高梨 範夫

○ 個人からの意見

(受取順)

意見提出者	
22	個人 1
23	個人 2
24	個人 3
25	個人 4
26	個人 5
27	個人 6
28	個人 7
29	個人 8
30	個人 9
31	個人 1 0
32	個人 1 1
33	個人 1 2

委員会の基本的な考え方

No.	ご意見の概要	委員会の考え方（案）
①	<p>「.日本」の導入についてのニーズ、効果、デメリット等</p> <p>〔・「.日本」導入に伴う効果のみならず、具体的なニーズや弊害の有無等についても明らかにすべき〕</p>	<p>ニーズについては、現在、ドメイン名の一部にのみ日本語を利用している「日本語.jp」の登録が約 13.5 万件あることを踏まえると、全て日本語で記述することができる「.日本」についても、その数を超えてさらなる登録数や利用の拡大が期待できると考えられ、「.日本」の管理運営事業者になろうとする者が、こうした需要動向等を踏まえながら、必要な申請を行うことが予想されます。この点につき、本報告書案に追記します。</p> <p>また、本報告書案は、指定事業者、消費者団体、インターネット関連団体等の参加も得て幅広い議論やヒアリングを行い、新たなトップレベルドメインの導入効果やデメリット等の各種課題に関する検討を経た上で、「.日本」に関する基本ルール等を取りまとめました。</p> <p>例えば、「.日本」は、ドメインを登録する者にとって新たな選択肢となり、トップレベルドメイン間の健全な競争を促進するとともに、登録者の中には本報告書案において、導入効果として列挙されているような活用をされる方もいるものと考えます。</p> <p>また、導入のデメリットの一つとして、ドメイン名紛争が生じることが予見されることから、裁判外紛争処理ルールの必要性について記述する等、紛争予防・紛争処理対策を含めて示しています。</p>
②	<p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うこと</p> <p>〔・「.日本」と「.jp」の登録者が不一致となることによる混乱防止のため「完全一致」とすべき〕</p>	<p>「.jp」と「.日本」は同じ国名に関連するドメイン名ですが、ドメイン名空間の有効活用を図る観点（完全一致によるドメインの死蔵を防止する観点）と、なるべく利用者の混乱を生じないようにするという観点の両方を踏まえて、「完全分離」としつつ、「.jp」登録者に対して一定の優先登録期間を設けることが考えられるとしています。</p> <p>しかしながら、ご指摘を踏まえ、こうした「.日本」の運用上のルールについては、管理運営事業者のビジネスモデルや変化の激しい市場ニーズにも密接に関連するため、管理運営事業者が利用者、ドメイン登録者、登録事業者、商標等の関係者等の意見を聴取した上で意見募集等</p>

		<p>の経路を経て、適切に定めることが求められる旨、報告書案に追記します。</p>
③	<p>いわゆる防衛的登録</p> <p>〔・分離して取り扱う場合、「.jp」の登録者は、使用する予定がなくても、他者の利用を避けるため、「.日本」を防衛的に登録せざるを得なく、大きな負担となる〕</p>	<p>ご指摘を踏まえ、「完全に分離」とした場合には、併せて、登録商標を用いたドメイン名について、商標権者に配慮した措置を取ることが求められる旨、報告書案に追記します。</p> <p>また、ドメイン名紛争予防や紛争処理のため、「.日本」の運用ルールについて設けられる適切な配慮に加え、紛争予防・紛争処理の仕組みを構築することが必要であり、その際には、「.日本」と「.jp」がいずれも我が国を示す国別トップレベルドメインであることを考慮しつつ、紛争予防や紛争処理ルールの具体化を進めることが求められる旨、報告書案に追記します。</p>
④	<p>優先登録の具体的な実現方法</p> <p>〔・優先登録を行う際の個人情報保護やコスト負担等に関する考え方を明示すべき〕</p>	<p>優先登録の具体的な実現方法については、選定された管理運営事業者が利用者、ドメイン登録者、登録事業者、商標等の関係者等の意見を聴取した上で意見募集等の経路を経て、適切に定めることが求められます。</p> <p>「.jp」を管理運営する JPRS と情報をやりとりすることが必要な場合には、個人情報の取り扱いに関し、ドメイン登録者の同意等を得て適正に行われることが求められます。</p> <p>コスト等の問題については、必要に応じて関係事業者間で調整すべき事項であると考えます。</p> <p>また、事業者間の調整は、基本的には当事者間の協議に委ねられるものであるが、必要に応じて、協議会が調整することが考えられる旨、報告書案に追記します。</p>
⑤	<p>協議会・委員会の具体的な在り方</p> <p>〔・協議会や選定委員会の各々の役割・責任、選定基準、選定委員会の人選等をより明確に記述すべき〕</p>	<p>協議会や選定委員会、監督委員会の具体的な在り方、選定基準、人選等については、本報告書案を踏まえ、協議会において、適切に定められるべき事項と考えます。</p> <p>なお、報告書案 26 ページにおいて、協議会については公正性・中立性及び透明性を確保した上で関係者が広く関与できること、選定委員会については有識者（法制度・経済・競争政策・ネット技術等を専門とする学識経験者又は実務者並びに利用者代表を含む）10 名程度により、年代層や地域性にも配慮して選定委員会全体としての公正性、中立性が確保できるように構成されるものとしています。</p> <p>また、公正かつ透明な経路の下で、意見募集を経て適切に定められた選定基準により、公平</p>

		性、中立性かつ透明性を確保した審査を経て、最も審査項目への適合度が高い者を選定することが適当としています。
⑥	管理運営事業者の選定 <ul style="list-style-type: none"> ・「.jp」と同様、「.日本」の管理運営者として既存事業者が選定されることが適当 	ドメイン管理運営業務は、広く国民に利用される公共性の高い業務であること等から、公正かつ透明な手続の下で、意見募集を経て適切に定められた選定基準により、公正性、中立性かつ透明性を確保した審査を経て、最も審査項目への適合度が高い者が選定されることが適当としています。
⑦	「.日本」の監督の仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・既に「.jp」の監督の仕組みが存在しており、新たな監督の仕組みは不要 	「.日本」については、「.jp」と同様に管理運営業務の公正性を確保しつつ、協議会の下に「監督委員会」を設け、国の協力の下で監督に当たることが適当としています。 <p>なお、「.jp」については、国と JPNIC による監督の枠組みが既にありますが、「.jp」に対する監督について、「.日本」の監督委員会を活用することを今後の検討課題としています。</p>

提出された意見及びそれに対する考え方

(意見提出者数：33)

1 総論について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
1	財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	<p>当研究所は、設立以来大分という地域コミュニティに立脚しつつ、グローバルな視野のもとに情報社会の研究と地域における実践的な普及啓発活動に携わってまいりました。こうした観点から、今回の「. 日本」の選定、監督などの活動にも強い関心をもち、今後も可能な分野においてご協力して参りたい所存です。</p> <p>いうまでもないことですが、インターネットは、いまやわれわれの産業経済、文化、教育など、あらゆる社会活動の円滑な遂行に欠かすことのできないきわめて重要な社会基盤となっています。とくに地方においては、「情報の非対称性」を低減させ、いながらにして世界中の情報の入手、発信、人的な交流が可能となった点において、画期的な意義をもつものと考えます。</p> <p>そうしたなかで、インターネットのアドレスを使いやすい表示するドメイン名は、インターネットをだれもが便利に利用できるために重要な役割を果たすものであり、高い公益性をもつものと考えます。</p> <p>今回 ICANN において、新たな分野別トップレベルドメイン</p>	<p>本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p>

	<p>名(TLD)の導入が決定され、具体的な準備が進んでいることは、このようなインターネットの利便性をいっそう促進させるものとして歓迎します。</p> <p>「. 日本」のように、国別 (cc) TLD に日本語を含む多国文字が利用できるようになることは、インターネットが従来の英語圏、欧米中心の管理運用から脱皮し、日本をはじめ世界各国の国民により使いやすくなるものと歓迎します。とくに地域においては、一般ユーザーがインターネットをさらに身近に感じて利用できることが期待され、インターネットが真にグローバルな資源に発展する重要な一歩として高く評価し、その早期実現を期待いたします。</p> <p>ただし、地理的名称による TLD の導入に際しては、自治体等による適切な理解と対応が必要となるため、地方にとって必要な情報がいきなり、公平性が確保でき、混乱が起こらないように、国および関係団体には十分な配慮をしていただくことを希望いたします。</p> <p>また、TLD はグローバルな一意性を確保する必要があるところから、その管理運用には一種の「自然独占性」が成立するものと考えられます。とくに「. 日本」は、「. jp」とともに日本を代表する ccTLD として重要な資源と考えられます。</p> <p>従って、「. 日本」の具体的な管理運用は、単純に民間事業者と市場競争に委ねればよいものではなく、価格、サービス品質面を含めて、十分な公益性が確保されるよう管理監督するこ</p>	
--	--	--

		<p>とは、国の責務であると考えます。諸外国においても、ccTLDの運用にあたっては、国が直接関与したり、公的機関、非営利法人などが所管する例も多く、公平性、透明性を重視することは当然と考えられます。この点でも、地域ユーザーの声が十分反映されることを希望いたします。</p> <p>今回情報通信審議会インターネット基盤委員会において、新たなトップレベルドメインのあり方について本格的に検討され、その結果について広く意見を募集されるという手続きを踏まれたことは、我が国国内におけるインターネット・ガバナンスにおいて、ccTLDの公共性、公益性を政府が本格的に認知したものであるものとして、画期的な意義があるものと歓迎いたします。</p> <p>また、今回の報告書（案）が、「. 日本」の管理運用事業者について、公平性、中立性、透明性を重視しつつ、新規参入による多数の申請を求め、民間の場による選定方式を提示するなど、全体としてバランスがとれた柔軟な内容になっていることを歓迎し、今後その具体的な実現を期待いたします。</p>	
2	株式会社日本レジストリサービス (7 ページ)	<p>2000年から2002年にかけて、「.jp」の管理運営事業がJPNICからJPRSに移管された。2000年末に、2回にわたるJPNICの会員総会での慎重な議論と議決を経てJPRSが設立された。その後、約1年間にわたり、JPRSが「.jp」ドメインサービスの一部である汎用JPドメイン名のサービスを、JPNICの業務代行という形で運営し、JPNICがその監督を行った。その運営実績の評価の下、2001年12月のJPNIC会員総会で移管が</p>	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。

		決定され、2002年4月1日の正式移管を経て、現在に至っている。ccTLDの重要性に鑑み、「.jp」の移管は、管理運営事業者の能力を慎重に確認しながら進められた。「.日本」においても、その重要性に鑑み、慎重に、管理運営事業者選定とサービス開始までの状況把握がなされ、安定的で高信頼なサービスが開始、提供されることを望む。	
3	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター	<p>この度はインターネット基盤委員会での審議を経て報告書をまとめていただき、誠にありがとうございます。本報告書に述べているように「.日本」の管理運営事業者の選定を民間の場で行うことに賛成いたします。</p> <p>ICANNの発足前に米国政府がまとめたホワイトペーパーでは、DNS管理の原則として民間の場におけるボトムアップによる調整活動を挙げています。日本のインターネットはまさにこの原則通りの発展をしてきており、その中で日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)は1991年以後、民間の活動の一翼を担って参りました。今後も更なる発展に貢献していきたいと考えております。</p> <p>これまでわが国の政府は、日本のインターネットが原則に沿って民間主導で好ましく進むように、正しくその役割を果たし、辛抱強く見守って下さいました。その結果、当センターが携わっているインターネット資源管理の枠組みが、世界の中で先進的な事例として、お手本として参照されるようになったことを、私たちは誇りに思っております。また国のご理解に深く</p>	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。

		<p>感謝いたします。</p> <p>政府におかれては、今後とも民間主導の原則によるインターネットの発展を見守り、サポートして頂きたくお願い申し上げます。</p>	
4	株式会社アンケートック	<p>現在、トップレベルドメインについては、来年には ICANN にて新 g T L D 導入プロセスのファイナルが来年頭頃には決まり、その後多様な g T L D の提供がなされていくことと考えます。また、ドメイン名利用については、.de などの EU 諸国での利用率から比べると、日本はまだ少なく、今後も飛躍的に日本国内での利用が増えると考えます。このような背景において、今回のインターネット政策の在り方については、非常に意義があるもの高く評価します。</p> <p>一方で、新 T L D ドメインについては資本的戦略的において導入プロセスに従った方法で可能ではありますが、今回の(案)において記載のある地理的名称などを用いたドメインの導入について、今回議論されていることは、非常に評価すべき点であると考えます。また、ドメイン名を管理組織としてのレジストリについても公平性、中立性、透明性を重視し、民間の場により選定をするといった、非常に柔軟かつバランスのとれた内容になっていることを歓迎するとともに、是非実現していただきたいと考えています。</p>	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。
5	財団法人インターネット協会	<p>インターネット協会は、インターネット基盤委員会にオブザーバーとして参加し、意見を表明済みであり、今回の案として</p>	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。

		<p>示された内容に賛同する。</p> <p>また、案の提示する「民間による選定の場」としての協議会の設置・運営に協力し、公正、中立かつ透明性の高い選定、ならびに選定後の事業者監督において、積極的な役割を果たしたい。</p>	
6	日本知的財産協会	<p>1. 導入の是非について</p> <p>次の理由から、「. 日本」ドメイン名の導入については、反対である。</p> <p>① 企業、商標権者として、防衛登録すべきドメイン名が増加し、取得のための業務や取得費用などの負担を強いられる。</p> <p>現行の「日本語.jp」でもそうであるが、日本語には、漢字、ひらがな、カタカナがあり、同じ音でもその表記方法は多岐に渡る。そうなると、様々なバリエーションを必要以上に登録する必要が生じかねない。</p> <p>② 「日本語.jp」を含む現行のJPドメイン名とは別に、「. 日本」が存在することになると、第二レベルが同じ文字列でも、登録者がそれぞれ異なる事態が生じ得る。</p> <p>「.com」と「.jp」ほど観念的に違えば問題はないが、「.jp」と「. 日本」は観念的に全く同一であるから、混乱を生ずることの無いよう、異なる登録者が第二レベルを同じ文字列でそれぞれ登録するような事態は厳に避けなければならない。</p>	<p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p> <p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p> <p>「.日本」の導入効果及びニーズについては、基本的な考え方①をご参照下さい。</p>

		<p>③ 「. 日本」導入理由に具体性かつ説得力がない。 現時点で「. 日本」を取得して使用したい、という潜在需要が多いといった事実があるようには見受けられない。導入を検討するのであれば、まずどの程度の潜在需要があるのかを調査し、具体的なデータを示すべきである。</p> <p>④ 前述各項に述べたとおり、「ドメインの多様化の効果」が疑問である。</p>	
7	日本知的財産協会	<p>新規 TLD を設定するのであれば、現行法制下では不正競争や商標権侵害には該当しない行為であって、商標の価値の毀損を招く行為に対して、一定の歯止めとなる明示的な対策を創設・実施する必要がある。 理由は以下のとおり。</p> <p>1) 既存ドメイン登録者においては、仮に十分な資金を有していたとしても、全ての類似ドメインを事前に登録することは現実的に不可能であり、不正競争に該当する場合や商標権侵害に該当する場合に対しては各法において紛争解決手段が準備されているとしても、周知・著名商標を有している企業の負担は大きくなることを見込まれる。</p> <p>2) また、不正競争や商標権侵害には該当しない行為（たとえば普通名称化を招くような表示）に対しては、これらの法においても直接的に救済することは困難である。</p>	いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。
8	社団法人日本インターネットプロバイダー協会	ICANN における議論の進展に伴い、マルチバイト文字による国別トップレベルドメイン（以下 IDN-ccTLD）の導入が決	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。

		<p>定され、国別トップレベルドメインに日本語を利用できるようになることは我が国におけるインターネットの普及に大きな一歩となることは間違いないと思われます。また、同時にその他のトップレベルドメインについても早々に導入される見込みとなり、インターネットの利用シーンがさらに広汎となり利便性が向上されることが期待されます。</p> <p>しかし、その一方で知的財産権などに関する様々な課題が浮上することも十分に予想されます。特に地理的名称に関するトップレベルドメインの導入については、日本国内における情報量の少なさから、他国の後塵を拝す可能性もあり関係機関が相応の対応に迫られることも確かだと思われます。</p> <p>また、国別トップレベルドメインはもとより、分野別トップレベルドメインにおいてもそのレジストリを行う事業者は唯一となるために、独占事業者となります。よって、その運用においては十分に公平性、中立性、透明性を確保した上で選定され、その後の事業運営についても同様の監督がなされることが必要であると考えられます。</p> <p>今回、IDN-ccTLD 及び地理的名称を含むトップレベルドメインの新規導入に当たり情報通信審議会インターネット基盤委員会が開催され、その検討結果について一般に意見募集がなされることによって、国民が直接関与するインターネットの世界においては、大きな評価が与えられると確信いたします。</p> <p>よって、今回の報告書(案)について、当協会としては全般に</p>	
--	--	--	--

		<p>においてその価値と意義を認め高く評価するものであります。</p>	
9	個人1	<p>この案件に対して反対の立場を取らせていただきます。</p> <p>その主な理由としては、もし、日本などが使えるようになった場合海外の方々から安易にアクセスすることが難しくなるからです。</p> <p>日本語を入力できる環境が英語のように世界中でととのっていれば良いですが、そうはなっていないのが現状です。</p> <p>その場合、英語のみのドメインの場合とは違い URL 入力のみではサイトへのアクセスができなくなってしまう。</p> <p>これが主な理由です。</p> <p>そして将来的に、日本以外の(例えば、企業名)などのドメインが使えるようになった場合、スパイウェアなどを仕込まれたサイトなどに飛ばされる可能性が上がってしまうでしょう(漢字の間違いなどによる間違ったサイトへのアクセスによる)。</p> <p>これらは英語のドメインを利用していればある程度は解決できる内容です。</p> <p>なのでそれをわざわざダメな方向へ持っていく必要は無いと思います、この案件には反対の立場を取らせていただくものと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、「.日本」のほか、現在約 13.5 万件の登録が行われている「日本語.jp」の場合でも、URL の入力の際に日本語入力環境が必要です。しかしながら、現在、インターネットアクセスに広く利用されている PC においては、英語版の OS であっても、日本語を入力出来る環境は容易に導入することができるなど、利用するための環境は整備されつつあると認識しています。</p> <p>アルファベットのみドメイン名や日本語のドメイン名にはそれぞれ特徴があるため、登録する方がその利用目的等を勘案し、適切に利用して頂ければ良いと考えます。</p> <p>また、例えば、総務省が「soumu.go.jp」と「総務省.日本」の両方を利用しているように、一つの Web サイトにおいて複数の</p>

			<p>ドメインを用いて運営することも可能となっており、多様なアクセス方法の提供は利用者利便にも資するものと考えられます。</p> <p>なお、ドメイン名の打ち間違いによる間違ったサイトのアクセスについては、英語のドメインであっても、事情は同じものと考えられます。</p>
10	個人3	<p>ドメインの範囲を増やし、国内に於いて多くの者が平等にドメインを取得できる機会を提供することは大変良い事と考えます。ドメインを取得し活用する者にとっては良い事でしょう。</p> <p>逆に、ドメインを受け入れる多くの国民を考えた場合、ドメインの持つ意味を知らずに、インターネットで知らず知らずのうちにドメインに振り回されることとなります。知識の不均等がインターネットの活用の中で大きな不平等を起こすことになりかねません。「21世紀におけるインターネット政策の在り方」の題目からした場合、知識の不均等対策を考え、教育の場において知識の差を均してから、ドメイン扱いを複雑化させて行く方が21世紀の健全なインターネット社会の育成に繋がっていくのではないのでしょうか。</p> <p>最後に私の意見として述べさせていただきました。1 + 1 =</p>	<p>基本的に本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p> <p>「知識を深める政策」については、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>

		<p>2を知っている国民はほぼ100%ですが、インターネットが何故見られるのか（細かい技術的なことは別として自分を守るための基本知識として）知っていない人が多すぎると思われます。こちらの知識を深めることに対する政策のご提案を是非ともお願いいたします。</p>	
11	個人7	<p>（「.日本」の導入について）</p> <p>導入について検討したとなっているが、次ページ以降ではその文字列をどうするかという話に突然飛躍しており、あたかも「.日本」の導入が既に決定事項であるかのような流れとなっている。</p> <p>そもそも導入すべきか否かという検討はいったいどこでなされ、どのような結果となったのかを先に明らかにすべきではないか。</p>	<p>「.日本」の導入については、基本的な考え方①をご参照下さい。</p>
12	個人8	<p>独立行政法人「宇宙航空研究開発機構」(JAXA)を文部科学省から内閣府に移管する計画が断念されました。移管計画は宇宙開発の活用範囲を拡大することを目的としていたものだっただけに、結果的に省益が優先された形になり、残念に思います。一方で既に社会インフラとなっているインターネットについても同様の懸念があるように思います。</p> <p>ぜひ、今後も省益よりも国益、またインターネットで繋がる国際益となるような方策実施をお願いしたいと考えています。</p>	<p>「インターネットで繋がる国際益となるような方策」については、今後の議論の参考とさせていただきます。</p>

2 報告書の各論について

(1) 新たなトップレベルドメインの要望について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
13	株式会社アドミラルシステム (12 ページ)	定性的には「.日本」に対する要望はあると考えられるが、定量的にはその要望はこの報告書案の中においてなんら示されていない。世の中には逆に「.日本」は不要であるという声もあるが、そのことには何も触れられていない。定性的に述べるのであればそのような反対意見も書くべきであるし、定量的な比較をするのであれば根拠を示すべき。	「.日本」の需要、要望については、基本的な考え方①をご参照下さい。
14	個人7 (12 ページ)	<p>要望がある、だけでは不十分である。</p> <p>導入はメリットだけでなくリスクを伴うものであり、それを考慮してもやはり導入に踏み切るだけに足る要望がどこからどれだけ上がったのかを明らかにすべきである。</p> <p>また、「総務省.日本」は日本語+英語+日本語であり、これを「全て日本語」と表現するのは適切ではない。</p>	<p>「.日本」の導入のデメリットについては、基本的な考え方①をご参照下さい。</p> <p>なお、「.」はドメイン名の表現上の区切り文字に過ぎないため、「全て日本語」という表現は修正する必要はないと考えます。</p> <p>また、現在の「日本語.jp」ドメインでは、例えば「総務省.jp」というサイトにアクセスする際、アドレス入力欄に「総務省.jp」と入力しても正しくアクセスできる仕組みになっています。</p>

(2) 新たなトップレベルドメインの導入効果について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
15	株式会社新潟通信サービス (14 ページ)	<p>「.日本」の導入による効果は期待できない。 (以下に項目毎に意見を記述)</p> <p>しかし、世界のインターネットの流れから、日本としても自国のドメインとして何が適当であり、またどのように管理され運用されるかを決めて置くことは必須であると考えます。</p> <p>今回の「.日本」の導入に当たって効果を求める必要はないと考える。</p> <p>取りまとめの文章の中では無理に効果を述べていると考える。</p> <p>現在多くのドメイン所有ユーザは「.jp」よりもより安価で利用しやすい「.com」「.net」「.org」などの gTld を利用している。</p> <p>「.jp」の利用はようやく 100 万を超え使われてきた中で「.日本」の創設が多様化や選択肢の拡大といえるかは疑問である。</p> <p>現在でも利用者には多くの gTld の選択肢が存在している。</p> <p>検索エンジンによるアクセスが主流の日本にとって多くのインターネットユーザは検索エンジンのキーワード検索でアクセスしており、「.日本」がこの中で果たす役割は全く期待、想像ができない。</p> <p>これまで「.jp」を管理する JPRS は他の「.com」等と比して異常に高額な価格が設定されており、その改善は見られな</p>	<p>導入ルールを策定することについては、本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p> <p>「.日本」の導入及びその効果については、基本的な考え方①をご参照下さい。</p>

		<p>い「.日本」の導入によって JPRS がサービス競争に入るとは考えられない。</p> <p>現在多くのインターネットユーザはドメインによる直接のアクセスを行っておらず、検索エンジンにより見たいサイトに接続するか、メールや他のホームページによるリンクにおいて URL の交換を行っている。</p> <p>この実態からすれば、トップレベルドメインが日本語かそうではないかは重要ではなくこのことを「.日本」を導入する効果と挙げるには疑問を感じる。</p>	
16	株式会社アドミラルシステム (14 ページ)	<p>導入のメリットのみが記述されているが、デメリットについてなんら触れられていない。デメリットについて触れず、「導入すべき」という姿勢のみで論じるべきではない。</p>	「.日本」の導入のデメリットについては、基本的な考え方①をご参照下さい。
17	日本弁理士会商標委員会 (14 ページ)	<p>新たなトップレベルドメインの導入に伴う効果のみならず、新たなトップレベルドメインの導入に関する具体的なニーズ、並びに、導入に伴う弊害の有無についても検討し、その結果を本件答申書に明記することを求めます。</p> <p>「.jp」ドメインの登録数は約109.1万件、そのうち、一部に日本語が使用されているドメイン（例：総務省.jp）は約13.1万件あります（株式会社日本レジストリサービス；2009.06.01 現在）。これに加えて、更に、「例えば、「総務省.日本」等、全て日本語で記述可能なドメイン名を利用したいという要望」（総務省案・第12頁）が、どの程度社会的・経済的に大きなものであるのか、アンケート等の裏付けもな</p>	<p>「.日本」の導入のデメリットについては、基本的な考え方①をご参照下さい。</p> <p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p>

		<p>く、総務省案から理解することができません。</p> <p>また、新たなトップレベルドメインの導入により、ドメイン名の利用者は、これまで以上に、ドメイン名登録のための不本意な労力と費用負担を強いられるおそれがあります。「.jp」ドメイン名において、例えば、「abc株式会社」という名称の法人が、属性型・地域型JPドメイン名（「abc.co.jp」）を登録するばかりでなく、汎用JPドメイン名（「abc.jp」）を取得し、更に、同企業の商標等を汎用ドメインとして取得する傾向が見受けられます。これらの登録の中には、実際に使用することを目的とはせず、自己の社名や商標等を第三者が不正に登録することを防御することのみを目的として登録されたものが相当数含まれると推測します。第三者に登録され、あるいは、不正使用された後に、ドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）に基いて紛争解決を図るよりも、まずは、自ら登録を得ることによって、他人による登録や使用といった事態が発生することを未然に回避したいとの意向があるからです。この結果、実際に有効利用することなく、防衛目的のドメイン名について、新規登録の手間と費用を掛け、更に、毎年、更新登録費用を支払い続けています。新たなトップレベルドメインが導入されれば、更に防衛的登録を重ねることになり、無駄な労力と費用負担が増えることを否定できません。</p> <p>したがって、新たなトップレベルドメインの導入に際しては、導入の効果のみならず、導入の具体的なニーズや導入に伴</p>	
--	--	---	--

		う問題点を総合的に勘案のうえ、導入の是非を判断することが肝要です。	
18	日本知的財産協会 (14 ページ)	<p>以下に記載する弊害・問題が存在することから、導入には反対する。</p> <p>なお、効果がそれぞれ記載されているが、弊害が記載されていない。</p> <p>① ドメイン名の多様化、利用者の選択肢が拡大</p> <p>1) 既存ドメインの登録者の見地からすれば、「.日本」は「.jp」と差が無く、これ以上の新規ドメイン名増加は、監視対象、登録対象の増加に伴う労力・費用の負担増をもたらすに過ぎない。</p> <p>2) 特に、周知・著名な商標を持つ企業にとっては、TLD の増加は、(優先登録期間を与えられたとしても)その商標と同一・類似のドメイン名(しかも使用予定のないもの)を登録せざるを得ないのが実態であり、管理コストの増加につながるため、歓迎できない。</p> <p>3) 結果として周知商標と同一・類似の「.日本」ドメインは、「.jp」の名義人と同一になるだけとも見込まれ、社会全体として選択肢が拡大することにはならない。</p> <p>4) ドメイン名が足りないという事実も無いと見受ける。</p> <p>5) ドメイン名の新設は、既存「.jp」ドメイン等との間に混乱を招く。</p> <p>6) ドメイン名は、ウェブサイトの住所に相当するものであ</p>	<p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p> <p>「.日本」の導入のデメリットについては、基本的な考え方①をご参照下さい。</p> <p>なお、ドメイン名は閲覧者のアクセス性を考慮して登録する者が決めるものであることから、多様な選択肢は結果的に閲覧者の利便性の向上にも資するものと考えられます。</p> <p>また、新たなトップレベルドメインの導入により親しみやすく覚えやすいドメイン名が普及することによって、インターネット利用のハードルを下げ、利用者層の拡大に寄与することも考えられます。</p> <p>また、日本語入力環境については、現在、インターネットアクセ</p>

		<p>り、住所の表記に「多様性」があるとユーザー(インターネット閲覧者)に混乱を与えることが懸念される。</p> <p>7) 企業においては、マーケティングの視点からも、ドメイン・TLD を全世界で1つに統一しているのが実態であるから、選択肢の拡大をメリットとは捉えていないのが実情である。むしろ他人による登録という弊害が懸念される。</p> <p>8) web 検索、web 閲覧においてドメイン名に対する意識は低下してドメイン名紛争は減ってきたが、売却目的の第三者から未だ企業への売り込みがあるのが実情である。新規ドメイン名の設立は、斯かる第三者への援助に等しい。</p> <p>② 企業や団体等の広報戦略、営業戦略における活用</p> <p>1) この活用の例は、「.日本」の例ではなく「商標.jp」、「商品名.jp」といったセカンドレベルドメインの例であり、直ちに「.日本」の効果(採用理由)に結びつくものではない。</p> <p>2) 日本のインターネット利用者に対して、殊更に「.日本」を強調することが有効とは考え難い。また、日本語の入力環境が無ければアドレス欄に入力することができないため、外国人に対しての訴求効果はほとんど見込めない。</p> <p>③ 新規サービス(新規事業者)の導入によるサービス向上</p> <p>1) 利便性が高まるよりも、インターネット閲覧者側に混乱が生じる。</p> <p>2) 具体的には、「名前.日本」と「名前.jp」が異なる所有者の場合、混同による混乱が生じることは想像に難くなく、</p>	<p>スに広く利用されている PC においては、英語版の OS であっても、日本語を入力出来る環境は容易に導入することができるなど、利用するための環境は整備されつつあると認識しています。</p> <p>また、半角カタカナは全角カタカナに正規化して処理されるため、「テスト.jp」と「テスト.jp」は同じものとして取り扱われます。</p>
--	--	--	--

		<p>情報発信者側は「『名前.日本』は、『名前.jp』とは関係ありません」といったコメント記載を迫られることとなり、却って負担が生ずることとなる。</p> <p>3) なお、利便性が高いか否かはインターネット閲覧者側が決めることであって、情報発信者の都合をもって利便性を論ずるのは的外れである。</p> <p>4) 「名前.jp」の既存登録があるにもかかわらず「名前.日本」を登録するような新規事業者は、競争・サービス向上目的というよりも「名前.jp」の信用にただ乗りする意図が疑われる。新規事業者には、独自性を持たせる方向の政策を進めて欲しい。</p> <p>5) サービス向上への期待についても、ドメイン間の競争が無くとも料金面などでのサービス向上はできるのだから、ドメイン間の競争によってサービス向上が期待できるか否かは不明であり、その効果は見えない。</p> <p>6) むしろ「名前.日本」と「名前.jp」で登録者が異なれば上の欄に述べたとおり混乱を招くだけであり、サービス利用者にとって総合的な意味でのサービス低下をもたらすことが懸念される。</p> <p>④ 日本語だけで構成される分かりやすいドメイン名の実現</p> <p>1) この効果は、インターネット利用者がアルファベットを使い慣れていない前提で記載されているが、インターネットを使える国民は英語教育をはじめアルファベットに親</p>	
--	--	---	--

		<p>しむ機会を十分に得ているのが実情であるから、この効果には肯んじかねる。</p> <p>2) むしろ一部外国における漢字人気に基づくニーズが生ずる可能性はあるが、前述のように日本語入力環境の普及度を考慮すれば実質的な効果は無いと見込まれる。</p> <p>3) 漢字・ひらがな・カタカナを使うと、同じ音を表記する場合に様々な方法があり、更にカタカナは「ユーザー」と「ユーザ」のような長音の有無、「ユーザー」と「ユーザ」のような全角と半角の相違もあるため、利用者は文字種・表記の相違を間違いなく覚えていなければ目的のウェブサイトにとどり着けないこととなる。</p> <p>4) このようにドメイン名を覚える際のハードルが現在より高くなることを考えれば、必ずしも「覚えやすいアドレス」とは言い難い。</p> <p>5) ドメインが何を表しているかより、ウェブサイトの記載内容で認識・判断するのが専らであるから、この効果は薄い。</p> <p>6) また、ドメイン名どおりの記載内容が提供される保証も無いため、直感的に認知できることに何の意味も無い。</p>	
19	株式会社インターネットイニシアティブ (14 ページ)	基本的にはドメインの多様化による利便性の拡大の検討は歓迎する。	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。
20	個人 6	商号や商標など知的財産権から考えると導入によるデメリット	「.日本」の導入のデメリットに

	(14 ページ)	ットもある。それらの意見が全く反映されていないのではない か。	については、基本的な考え方①をご 参照下さい。
21	個人7 (14 ページ)	<p>「様々なものが想定される」と言いつつ、「次のような効果」 にはプラス面しか挙げられておらず説明不足である。</p> <p>これまで正常な議論がなされたのであれば当然マイナス面 も挙げられたはずである。</p> <p>メリット・デメリット双方を勘案せずに片方を覆い隠されて いる状態では導入の是非を検討する材料として不十分である。</p> <p>例えばデメリットにはセキュリティの問題が挙げられる。</p> <p>かつて JP ドメインで IDN が利用可能となったことによ り、アルファベットのみの状態より使用可能な文字が飛躍的に 増加、これに伴いフィッシング詐欺等のリスクが大きく増した のは周知の通りだと思われるが、「.日本」の導入は同じ問題を さらに拡大することになる。</p> <p>また、新 TLD の追加を行った結果ドメイン紛争が増えるこ とは目に見えており、このドメイン紛争や詐欺行為の予防措置 として、企業や自治体等の組織は、使用する予定のないドメイ ンの予約にさらに無駄な費用を費やすことになる。</p> <p>私は一自治体の Web サイト管理者として、住民保護のため に無駄なドメイン維持費の支出を自治体に強制する新 TLD の創設には反対である。</p>	<p>「.日本」の導入のデメリットに ついては、基本的な考え方①をご 参照下さい。</p> <p>いわゆる防衛的登録について は、基本的な考え方③をご参照下 さい。</p> <p>なお、フィッシングのリスクに ついては、「日本語.jp」と同じ言 語テーブル（文字利用ルール）を 利用した場合には、「日本語.jp」 が利用されている現状と変わら ないと考えます。</p>
22	個人7 (14 ページ)	「.日本」では英語の「.」が中間に入っており、日本語だけ にはならない。	「.」はドメイン名の表現上の区 切り文字に過ぎないと考えます。

		<p>正確には「日本語+英語+日本語」であり、寧ろ不自然でわかりにくいものとなる。</p> <p>特に URL をアドレスバーに入力させるという利用方法を想定した場合は明らかに .jp より悪化する。(仮に「総務省。日本」や「総務省・日本」「日本総務省」「日本の総務省」のようなものが実現できるなら話は別であるが)</p> <p>URL 直接入力でなく検索でたどり着くことを想定した場合はあまり問題とならないかもしれないが、その場合は逆に、現状既に十分その状態が実現されているため、殊更に「.日本」ドメインを創設するメリットがない。</p>	<p>現在の「日本語.jp」ドメインでは、例えば「総務省.jp」というサイトにアクセスする際、アドレス入力欄に「総務省。j p」と入力しても正しくアクセスできる仕組みになっています。</p> <p>「.日本」についても、同様の仕組みとなることが考えられます。</p>
--	--	--	---

(3) 「.日本」の導入に向けた検討の背景について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
23	グローバルコモンズ株式会社 (15 ページ)	<p>「.日本」の導入ありき、から説明が始まっていますが、その導入が日本のコミュニティ（マーケット）にとって本当に必要なのか、また、今このタイミングで必要なのかという検討も必要なのではないでしょうか。</p> <p>「.jp」の登録数が約 108 万件に対して日本語ドメイン名が約 13.5 万件（12.5%）という割合をどのように判断するのか。日本語ドメイン名についてはブラウザによって対応するものとそうでないものがあり、そのような状況下で「.日本」が今どれだけのニーズをもってコミュニティに迎えられるのか、一つの事業として検討されているのであれば、マーケットのニーズ</p>	<p>「.日本」の導入については、基本的な考え方①をご参照下さい。</p>

		<p>とサービスインのタイミングについてもきちんと検討する必要があるのではないのでしょうか。今回の報告書にはコミュニティ（マーケット）のニーズについてほとんど触れられておらず、このレベルの素材の提示によって集まるパブコメを受けて、すぐに事業者の選定等に移られるとするならば、それはあまりにも拙速すぎるのではないかと思います。</p> <p>すでに「日本語.jp」という形式のドメイン名がここ数年サービスされているわけですから、少なくともそれに携わっている人達（ドメイン名のユーザー（企業、団体、NPO、個人等）、.jpの指定事業者、gTLDのレジストラーおよびリセラー、Webサイト制作会社、Webマーケティング会社、企業の知的財産担当者、ドメイン名紛争処理関係者など）に対するアンケートやフォーカスグループインタビューによる最低限のニーズ調査などが必要なのではないのでしょうか。</p> <p>マーケットニーズに関しての私の個人的な考えを申し上げるならば、今のタイミングで「.日本」に対して非常に大きなニーズがあるとはとても思えません。また、仮にニーズがあったとしても、その中には既存の「日本語.jp」の保有者が防護的に「日本語.日本」を登録するケースもかなりの数になるのではないかと考えます。防護的なドメイン名の登録は本当の意味においてのニーズとは言えません。</p> <p>極端な話、日本は「.日本」を持たない、というのも一つの選択肢であると思います。（個人的には、世界がインターネット</p>	
--	--	--	--

		<p>でフラットになっている時代に、世界からアクセスされないドメイン名を増やして、日本はどこに向かうのかという気持ちがあります。)</p> <p>この先の検討を進めるにあたっては、今回のパブコメを受けてすぐに導入作業に入るのではなく、「.日本」のニーズはもちろん、「.日本」と「.jp」の関係などの業務運営の基本ルールについても、最低限、一定規模のアンケート調査を行うか、または、バランスのとれたステークホルダーを集めたフォーカスグループインタビューの実施を強く求めます。本来であれば、そのようなことを行い、その結果を検討素材として提示した上でパブコメ募集を行うべきであると思います。</p>	
--	--	--	--

(4) 日本語による新たな国別トップレベルドメインの文字列について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
24	個人2 (16 ページ)	<p>「.日本」を作るのであれば「.nippon」を先に、または合わせて作って欲しい。</p> <p>現在日本は「japan」「.jp」という国名として誤った名称と誤った名称の略称が広く国際的に流通しています。</p> <p>しかし日本は「nippon (にっぽん)」であり、21世紀におけるインターネット政策という形でトップレベルドメインを新たに作れるのであれば「.nippon」を作って、日本の正しい名称は「nippon (にっぽん)」である。ということを主張することに利用して欲しいです。</p>	<p>現在、ICANN において検討が進められている新しい国別トップレベルドメインは当面、各国の自国語によるものとされており、アルファベットによる申請は不可能とされているため、「.nihon」や「.nippon」を ccTLD として申請することは、不可能となる見込みです。</p>

		ICANN から示された「多国文字による国別トップレベルドメインの実装計画 ドラフト案（2009年2月に改訂）」で「1つの公用語あたり、1つの文字列に限られる」から日本語ドメインを作ることを検討するのではなく、良い機会ととらえて「.nippon」というドメインを作ることを検討していただきたいです。	このため、「.nihon」や「.nippon」の導入については、ICANN のルールが将来改定された場合等に改めて検討すべき事項であると考えます。
--	--	---	---

(5) ドメイン登録の費用について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
25	NECビッグロープ株式会社 (18,24 ページ)	「.jp」ドメイン登録者の多くは防衛的意味合いも含め「.日本」ドメインの登録も希望すると思われまますので、一定の優先登録期間の設定に加え、ドメイン登録に要する費用の低減化にもご配慮いただきたいと思ひます。	ドメイン登録料については、その管理運営事業者が判断して設定するものと考えられます。 審査項目においても、「ドメイン登録料の価格設定方針」が例示されており、「.日本」の管理運営事業者の選定に当たっては、この点についても適正な審査がなされるものと考えられます。

(6) 「.日本」と「.jp」の関係について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
26	株式会社グルメぴあネッ	弊社は、弊社の顧客である飲食店のうち数千店舗に対して、	いわゆる防衛的登録について

トワーク (18 ページ)		<p>店舗名の日本語.jp ドメイン名を提供しています。</p> <p>今回の報告書案では「.日本」は「.jp」とは別の登録とすることとしていますが、「.日本」は「.jp」と同じ意味のドメイン名であり、「(店舗名).jp」というドメイン名が存在するときに「(店舗名).日本」というドメイン名が別の登録者によって運用されている状況は利用者から見て不自然なものとなります。店舗側およびユーザー側への混乱も考えられます。</p> <p>「(店舗名).jp」の登録者からすれば「(店舗名).日本」も登録しなければならないということになり、そのために優先登録という手続きを行うこととなります。</p> <p>しかし、「.日本」を使うつもりがなくても防衛的に登録せざるを得ないこの状況は、各店舗、そして弊社にとっても負担でしかありません。「登録するかしないかは登録者の判断と責任」という簡単なものではありません。</p> <p>「.jp」とはまったく異なる別のトップレベルドメインであれば仕方ありませんが、利用者と登録者から見て「.日本」は「.jp」と同じドメイン名なのです。</p> <p>「.日本」のドメイン名は「.jp」と別のものとして存在するのではなく、「.jp」と同じものとして存在するよう、運用していただくのが最も混乱なく、理解されやすい形であると考えます。</p> <p>この点について、強く再考を求めます。</p> <p>また、このような意見は弊社だけのものではないと思います</p>	<p>は、基本的な考え方③をご参照下さい。</p> <p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p> <p>利用者等の意見収集については、基本的な考え方①をご参照下さい。</p>
---------------	--	--	--

		が、ドメイン名の利用者の意見収集はされているのでしょうか。「.日本」のサービスの形について報告書に記載されるのであれば、さまざまな立場の意見を集約した結果であるべきです。	
27	株式会社アドミラルシステム (18 ページ)	<p>「.日本」の登録者と「.jp」の登録者を一致させるか否かという評価において、一致させない場合の利用者の混乱というデメリットが明確に存在する前で、「.日本」ドメインの有効活用は重視しなくてよい。</p> <p>なぜならば、14 ページに記述されているような新たなトップレベルドメインの導入効果は「.日本」だけでなく、「新たな分野別トップレベルドメイン」においても同様に得られるものであり、「.日本」でそれが得られなければならないわけではない。</p> <p>対して、「.日本」と「.jp」の登録者の不一致による利用者の混乱というデメリットは「.日本」と「.jp」の関係においてのみでしか解決することはできないからである。</p> <p>また、利用者の混乱を避けるという視点は登録者の行動にも現れる。仮に「.日本」と「.jp」の登録者を一致させないとした場合、「.jp」の登録者は同じ文字列の「.日本」ドメイン名を登録しようとする。</p> <p>これは、まったく別のトップレベルドメインが新たにできた場合の行動と似ているようで、実は大きく異なる。</p> <p>意味的に関係のないトップレベルドメインであれば、同じ文字列のドメイン名が異なる登録者によって登録されていても、</p>	<p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p> <p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p>

		<p>利用者はそもそも別のドメイン名として認識することができ、登録者も過剰な防衛的登録を行う必要はない。</p> <p>しかし、「.日本」は「.jp」と意味的に同一であり、登録者が一致しないことによる利用者の混乱の度合い、そしてそれを前提にした登録者の防衛意識は非常に高いものとなる。</p> <p>この場合の優先登録は、混乱の抑制ではなく、防衛的登録を促す道具にしかならない。</p> <p>さらに、優先登録は、利用者だけでなく、ドメイン名の登録を受け付けるレジストラの立場におかれる事業者にとっても大きな負担となる。手続き的負担はもちろんであるが、問い合わせの対応、特に利用する予定のない「.日本」ドメイン名を防衛的に登録しなければならない利用者からのクレームが多数発生することは想像に難くない。これは、新しい商品の提供によるビジネスチャンスという側面を大きく上回ると考える。</p> <p>以上より、「.日本」の登録者は「.jp」と完全に一致させるべきである。</p>	
28	株式会社日本インターネットエクスチェンジ (18 ページ)	<p>「.日本」の登録と「.jp」の登録は完全一致とするか、もしくは完全分離を行うのであれば、商号や商標を有するものに対する優先登録を除いては、優先登録期間についての要件を外すべきと考えます。</p> <p>「.日本」と「.jp」の関係については、株式会社日本レジストラサービスの第三者委員会である諮問委員会において、『「.日本」を JPRS にて管理することになった場合の、「.日本」と</p>	「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うこと、優先登録期間を設けることについては、基本的な考え方②をご参照下さい。

		<p>「.JP」との関連付けに関する方針について』の答申書 http://jprs.co.jp/advisory/pdf/JPRS-ADVRPT-2008001.pdf として関連付けが望ましいとされております。これは「.jp」のレジストリの立場での検討であり、これをすべて正とするものではありませんが、その検討に比して「一定の優先登録期間を設けた上での分離方式」を選択する論拠は薄弱であると考えます。</p> <p>優先登録期間を設ける対処が有効であるのは、既存の「.jp」ドメイン名に対してのみであり、優先登録期間終了後の「.jp」、「.日本」のいずれの新規ドメイン名についても少なからず混乱が生じる可能性があります。この混乱を回避することを目指すのであれば、完全一致が望ましいと考えます。</p> <p>一方で、もし完全分離を原則とするのであれば、完全な混乱回避の方法とはなり得ない「一定の優先登録期間を設ける」という要件はドメイン管理運営事業者に多大なる負担を与えかねません。したがって、完全分離の原則をとるのであれば、「一定の優先登録期間を設ける」要件を外すべきであると考えます。</p>	
29	日本弁理士会商標委員会 (18 ページ)	<p>「〇〇〇.jp」あるいは「〇〇〇.日本」のいずれかのトップレベルドメインの登録がなされている場合、この登録者以外は、他のトップレベルドメインの登録を認められない「完全一致」方式が望ましいと考えます。</p> <p>総務省案においてご指摘なされているように、「完全に分離」</p>	<p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p> <p>いわゆる防衛的登録について</p>

		<p>とした場合には、「テスト. jp」と「テスト. 日本」の登録者が異なることについて利用者の混乱を招くおそれがあります。そして、これに伴う社会的・経済的なマイナスは、「OOO. jp」あるいは「OOO. 日本」のいずれかのトップレベルドメインが登録されている場合には他人が他方のトップレベルドメイン名を登録できないルールとしたことに伴うドメイン名活用の一定限度での制限というマイナスよりも、はるかに大きいと思われます。総務省案では、「一定の優先登録期間を設けた上で、「分離」方式とすることが望ましい。」としていますが、この案は、一時しのぎにすぎません。そして、ドメイン名の登録者に「. jp」と「. 日本」の重複登録を強いるものです。紛争処理規則（JP-DRP、及び、「. 日本」について制定されることであろう同様の規則）に基づいて紛争解決を図るばかりでなく、それよりも、むしろ、せめて同一文字のトップレベルドメインについては登録を認めないこととして、紛争の芽を事前に摘むべきです。さらに、「. jp」と「. 日本」が異なる者によって重複登録・重複使用されることによって一般需要者が蒙ることになる被害についても十分に配慮すべきです。以上を勘案するに、「完全一致」方式が望ましいと考える次第です。</p>	<p>は、基本的な考え方③をご参照下さい。</p>
30	日本知的財産協会 (18 ページ)	<p>1) 「一定の優先登録期間」後の「分離方式」が採用されると、既登録者は結局、「.日本」と「.jp」の登録者が不一致となることによる混乱を防止するため、新規登録・維持を迫られる</p>	<p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p>

		<p>こととなる。</p> <p>2) 利用者の混乱を招くことを認めているのであれば、斯かる優先登録などによらず「テスト.jp」と「テスト.日本」を不可分の1セットのドメインとして取り扱えば足りる。</p> <p>3) 総じて、日本の産業発達に資するべきドメイン名政策において、既ドメイン保有者の事業活動を煩わせるのは適切ではない。</p>	<p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p>
31	株式会社新潟通信サービス (18 ページ)	<p>「.jp」における汎用ドメイン導入時に同様の心配がされ、JPNIC が現行英字ドメイン所有者を優先登録する趣旨の連絡をドメイン所有者に通知し、既存汎用ドメインの登録を促進した経緯がある。</p> <p>しかし、過剰な通知により不安に駆られて登録を余儀なくされたドメイン所有者が多く存在する。</p> <p>この時に取得された汎用ドメイン、特に日本語ドメインは多くが利用されず所有されたままになっており、当時新設されたJPRS は現在でもそれら未利用のドメインで多額の利益を得ている。</p> <p>ドメインの所有権の裁定制度が整っている現在、誰がそのドメインを正規に所有するべきかについて、ドメインの所有権の裁定制度に任すべきであって 優先登録は過去に JPNIC が行った過ちを繰り返すものとする。</p>	<p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p>
32	IP Mirror Japan 株式会社 (18 ページ)	<p>[.JP]と「.日本」は言語が違うだけで、その特徴はとても似通っているため、.JP ドメイン所有者に優先権が与えられるべき</p>	<p>基本的には、本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p>

		<p>だと考える。</p> <p>一般登録は、先着順(早い者勝ち)とするのが望ましい。</p> <p>優先順位は次のように配分されるべきと考えられる：</p> <p>1ーサードレベルドメイン名所有者(.co.jp 等)</p> <p>2ーセカンドレベルドメイン名所有者(.jp)</p> <p>ドメイン名の優先登録(サンライズ期間)は締め切りを定めて行うほうがよい。例えば、同名のドメイン名を既に所有している場合、2009年6月1日までに登録を行ったものに優先権が与えられる、等。</p> <p>もし似通ったドメイン名が登録された場合、先に登録した者にドメイン名が割り当てられることが望ましい。</p> <p>サンライズ期間（優先登録期間）終了後に異議申し立て期間が設けられるのが通常で、その場合は最低でも30日間は必要と考える。</p> <p>傾向として各国のトップレベルドメインが新規に導入される際、サンライズ期間に続いて設けられるのがランドラッシュ期間だが、その設定は次の理由によるもの：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サンライズ期間中に登録されなかったドメインで人気のあるものや希望のドメインを登録する機会を公平に与えるため ・この期間中のドメインの登録料は高く設定する <p>しかし、ランドラッシュ期間はなくてもよいと考える。</p>	<p>なお、具体的な優先登録の方法については、基本的な考え方④をご参照下さい。</p>
33	個人3	1、母国語を基本に考えた場合、例で行くと「国会議事堂. 日	いわゆる防衛的登録について

	(18 ページ)	<p>本」が基本になるドメインと受け止められ、これに対し「こっかいぎじどう. jp」など基本と受け止められるドメインに対し「ルビ」的に受け止められて想像以上の混乱が考えられると共に、フィッシングサイトとして「ルビ」的ドメインを悪用、又は既に「. jp」ドメインが取得済みであれば、「. 日本」ドメインを同様に悪用することが考えられる。このようなことから、登録者は完全一致させることが混乱を避けると共に、インターネット利用者が必要以上の知識がなくとも安全に利活用できる方向となると考える。</p> <p>2、「一定の優先登録期間」を設けた後分離方式・・・とあるが、これは不必要であるにも関わらず「. 日本」ドメインを取得させるための助長に繋がる恐れがある。現在「こっかいぎじどう. jp」を取得している者にとっては、「. 日本」が出た場合、混乱を避けるために不必要であっても取得せざるを得ない場合が発生し、必要以外の費用が発生し低迷する現経済状況を鑑みると現段階では「分離」方式は相応しくなく、合わせて「1、」の意見により将来的にも「分離」方式は相応しくない。</p>	<p>は、基本的な考え方③をご参照下さい。</p> <p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p>
34	個人5 (18 ページ)	<p>サイト運営者の立場から、「.日本」と「.jp」の取り扱いについて意見を申し上げます。インターネット基盤委員会が取りまとめた案には、ドメインの有効活用のため「.日本」と「.jp」の登録者を同一に限らないものとするがありますが、これについて私は反対意見です。理由は2つあります。</p>	<p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p> <p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うこ</p>

		<p>まず第一に、「.日本」と「.jp」の登録者が別になると、これら cctld の gtld に対する競争力が弱まるものと考えられます。主要な gtld である「.com」と「.net」を管理する VeriSign は、これらの gtld を各言語の IDN TLD にマッピングすることを志向しています。これに基づき、日本語の場合、おそらく「.com」は「.コム」に、「.net」は「.ネット」にマッピングされるものと予想されます。VeriSign はこれらの施策により、同社ブランドである「.com」および「.net」の競争力を強化することを狙っています。</p> <p>これに対して日本が、「.日本」と「.jp」の登録者が別となることを許すならば、これら cctld は「.com」「.コム」などに対して十分な競争力を維持することが出来なくなる恐れがあります。日本を意味する「.jp」が「.日本」と分離されてしまえば、インターネットユーザーに混乱を招くことは必死です。特にそれは「.コム」や「.ネット」が導入された時に顕著になるでしょう。サイト運営者としてはユーザーに混乱を招く恐れのあるドメイン名は使いたくありません。</p> <p>結局、私のようなサイト運営者としては、第3者が私の所有している「.jp」に対応する「.日本」ドメインを登録・利用しないように、優先登録期間中に「.日本」を登録せざるを得ません。しかしながら、実際に使用するのは片方だけなのに（私の場合は「.jp」のみを使用する予定）、「.日本」も登録するのは甚だ費用の無駄遣いです。仮に「.日本」の年間登録維持費が</p>	<p>とつについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p> <p>なお、「日本語ドメインがまだ使えないドメイン」であるというご意見ですが、少なくとも Web については、無料でダウンロード出来るブラウザやプラグインの普及により、アクセスできる環境は整備されています。</p>
--	--	---	---

		<p>「.jp」と同様に 3000 円から 9000 円ほどかかる（レジストラにより異なる）のであれば、私のような複数サイトを運営する人間には大打撃です。</p> <p>しかも、日本語ドメインは現在はまだ使えないドメインです。JPRS によれば、「日本語.jp」は 14 万件ほど登録されているとのことですが、その大部分がまだ使われておりません。使いたくても、ブラウザやメールがまだ十分に IDN をサポートしていないため使えないのです。これまで、日本語ドメインを使えるインターネット環境が整うのを長い間待ってきました。そして、今現在も待ち続けています。私たちは、使えないドメインの登録維持費用を払い続けているのです。これ以上無駄な出費は控えたいです。</p>	
35	個人 7 (18 ページ)	<p>分離方式に反対であり、完全一致方式にすべきと考える。</p> <p>「.jp」と「.日本」は同一の意味を持つエイリアスのようなものに過ぎないものであるから、異なる登録者がそれぞれを取得できる必要はなく、寧ろセキュリティ面から同一の登録者しか登録できないようにすることが望ましい。</p> <p>またセキュリティを犠牲にしてまで「.日本」ドメインを無理に利用する必要はない。</p>	「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。
36	個人 8 (18 ページ)	<p>類似ドメイン名の存在によってネット利用者が誤認混同することを防ぐために一定の効果があるようにみえますが、汎用 JP ドメイン名導入時とは大きく違う点がひとつあります。それは当時、それまでの主流であった属性型 JP ドメイン名(CO.</p>	<p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p> <p>「.日本」と「.jp」のドメイン</p>

		<p>JP 等)と新設される汎用 JP ドメイン名(「.JP」)がそもそも酷似していたという点です。このため「sample.co.jp」と「sample.jp」の誤認混同が現実的に懸念されました。</p> <p>しかし、一方で現在もトップレベルドメイン名が異なるものは多く存在しますが、これらはすでに別のドメイン名として問題なく認知されています。</p> <p>(例：sample.com / sample.net / sample.tv 等々)</p> <p>だとすれば、今回導入される「.日本」等は見た目にも大きく異なるため、新しい体系として認知される可能性が高く、第 2 章「3 業務運営の基本ルール(1)『.日本』と『.jp』の関係」にあるような誤認混同を起こす恐れは低いと思われます。</p> <p>見た目にも新しい「.日本」等のドメイン名は、第 1 章「4 ドメインの多様化の効果」にあるような新たなドメイン名空間新設の有効性を最大限に発揮するためにも、JP ドメイン名登録者の優先登録手続きはないほうがよいと考えます。また、優先登録手続きを設けることは、見方を変えれば現 JP ドメイン名に対し「(組織ラベルを)守るためには登録しなければいけない」という重圧をかけることにもつながり、現 JP ドメイン名登録者は手続きがあることで、単純に追加の出費を迫られることとなります。その結果、せっかくの新規ドメイン名空間の有望なラベルが防衛目的で登録され、バリエーションが狭められることになるのは不幸なことです。</p> <p>「組織ラベル」等といったドメイン名構造を基にした議論は</p>	<p>名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p>
--	--	--	---

		<p>一般利用者にとっては意味がありません。利用上はフルドメイン名で誤認混同がおきなければよいのであり、特徴的なトップレベルドメイン名を持つ本ドメイン名においては、すでにその目的を達しています。よって、誤認混同を防ぐ目的での既存 JP ドメイン名登録者の優先登録手続きは必要ないと考えます。</p> <p>ただし、知的財産保護の立場から見た商標・商号保護についてはこの議論からは除きます。</p>	
37	個人10 (18 ページ)	<p>弊社は、JP ドメイン名の登録サービスをエンドユーザに提供していますが、JPRS の指定事業者ではありません。JPRS の指定事業者のリセラとしてサービス提供をしている立場にあります。</p> <p>今回の報告書案の公開を知り、「.日本」が今と同じように指定事業者からサービスを受けることができるかどうか不安になりました。「.日本」は JPRS により「.jp」の登録者がそのまま使えるようになると思いでいたのです。</p> <p>「.日本」は「.jp」とは別の登録とするというこの 1 点だけをとっても、ユーザ企業にサービスを提供する事業者の視点では受け入れられるものではありません。総務省案のまま「.日本」が導入された場合「.jp」を登録しているユーザ企業は、他の者に「.日本」を登録されたことで生じるビジネス上のリスクを回避するために、半ば強制的に「.日本」への登録を行わなければなりません。</p> <p>「.jp」の登録者に対し、一定期間の「.日本」への優先登録</p>	<p>いわゆる防衛的登録については、基本的な考え方③をご参照下さい。</p> <p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p> <p>なお、具体的な優先登録の方法については、基本的な考え方④をご参照下さい。</p>

		<p>期間を設けるとしても、「.jp」の登録者と「.日本」を登録しようとする者が真に同一であることを確認し保証するのは困難です。</p> <p>また「.jp」の登録者に対し「.日本」への優先登録期間であることの告知が行われるのか非常に不安です。</p> <p>「.日本」と「.jp」の登録者は完全に一致させるのであれば、これらの不安はまったくありません、</p> <p>ぜひ、このような重要な案件については、指定事業者・リセラの意見を積極的に聞く機会を持ち、内容の再検討をしていただくよう切にお願いいたします。</p>	
38	個人11 (18 ページ)	<p>「.jp」と「.日本」レジストリとなる事業者が異なる場合、「.jp」レジストリが「.日本」登録のために情報提供を行う必要がないため、登録者情報の確認一つをとっても比較的適切に対処できるとは考えにくい。また、「.jp」と「.日本」を分離することのメリットはあまり感じられないが、分離することによるデメリットは非常に大きいと思われる。</p> <p>我々指定事業者にとっても大きな負担になることは事実である。</p> <p>「分離」方式とすることの必要性と意義を再考するべきではないか。</p>	<p>優先登録の具体的な実現方法については、基本的な考え方④をご参照下さい。</p> <p>「.日本」と「.jp」のドメイン名空間を「分離」して取り扱うことについては、基本的な考え方②をご参照下さい。</p>

(7) 「.日本」と「.jp」の関係が分離となった場合のサービスポリシーについて

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
-----	-----	----	-----------

39	株式会社インターネット イニシアティブ (18 ページ)	<p>商標保護等から、現在「.jp」ドメインを取得している利用者の多くは「.日本」でも同じドメイン名を取得することを検討すると思われる。また利用者も「.日本」と「.jp」は同様のものを指すことを期待していると思われる。</p> <p>すなわち「.日本」はドメインの利用者または指定事業者の立場では「.jp」との差異はほとんどなく、「分離」方式にて異なるポリシーでサービスが提供されることは混乱が予想される。よって「.jp」と同等のポリシー・サービスであることが望ましい。</p>	<p>本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p> <p>本報告書案においては、登録者の要件や紛争処理手続について、「.jp」と同等のポリシーを規定しています。</p>
40	個人11 (18 ページ)	<p>ユーザ目線で考えると、「.日本」と「.jp」はいずれも「日本」を意味する点で同様な性格を表しているため、運用上のルールは一致していると考えるのが妥当と思われる。</p> <p>そのため、運用上ルールが異なっていると、大きな混乱をきたす要因になるのではないか。</p>	同上。

(8) 優先登録の具体的な実現方法について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
41	株式会社アドミラルシス テム (18 ページ)	<p>優先登録についてはその実現性において、情報の目的外利用という点からの検討が必要と考える。</p> <p>「.jp」の登録者の情報は、Whois で公開される情報も含め、JPRS が定める利用目的の範囲内での利用を前提として、指定事業者が登録者からの情報を JPRS へ登録している。そしてこの目的には、他のサービスのための利用はもちろん入っていない</p>	優先登録の具体的な実現方法については、基本的な考え方④をご参照下さい。

		い。「.日本」を JPRS ではない事業者が提供するのであれば、情報の第三者提供という視点での検討も必要となるが、困難であることは容易に想像できる。	
42	株式会社インターリンク (18 ページ)	優先登録期間を設けることが、新規事業者の参入を妨げることになってはならないと考えます。 新規事業者が運営を行う場合、優先登録期間中に登録希望者は「すでに.jp を取得している旨」をそえて申し込むことが予想されます。その際、新規事業者は JPRS に対して問い合わせをすることとなりますが、これについて JPRS は無料で円滑に回答すべきであると考えます。	同上。
43	株式会社日本インターネット エクスチェンジ (18 ページ)	原案どおりの「一定の優先登録期間を設けた上での分離方式」をとる場合については、優先登録を行うために生じる可能性のあるコストについて、誰がどのような形で負担するのか等の負担方法に関しての考え方を明示することが必須であると考えます。	同上。
44	個人 3 (20 ページ)	「分離」方式の否定方向から考えると、事業者が複数になった場合、「. 日本」と「. j p」を申請する者が同一のものであるかの判断を事業者間での連絡とした場合、情報保護の視点から考え、判定が不可能と考えられる。そうすると国の出先機関的などが必要になることが予想される。	同上。
45	株式会社 Overload (22 ページ)	弊社は現在 JPRS のレジストラであり、ドメイン取得の代行を業とするものです。 この度、新設が予定されているドメイン「. 日本」について	同上。

		は、検討されているように、j p 登録者への優先的措置をはかることは当然必要であると考えますが、JPRS以外の事業者がレジストリとなった場合、j p ドメイン登録者情報を他の組織に開示することになるという、個人情報保護上の問題が生じるかと思えます。	
--	--	--	--

(9) 業務運営の基本ルールについて

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
46	株式会社日本レジストリサービス (18,19 ページ)	<p>業務運営の基本ルールに関しては、利用者向けサービスを提供するレジストラやリセラ、実際にドメイン名を利用する一般企業や個人利用者などの意見を積極的に聴取することが望ましいと考える。</p> <p>「.日本」に関してどのようなポリシーを策定し、どのようなサービスを提供するか、ということについては、管理運営事業者に相当の裁量があつてしかるべきと考える。すなわち、記載の基本ルール以外の提案であっても、十分正当な理由があるならば高評価とすることも考慮すべきと考える。</p>	<p>利用者等の意見の聴取については、基本的な考え方①をご参照下さい。</p> <p>本報告書案においては、「.日本」と「.jp」の関係や登録商標の取り扱い、ローカルプレゼンス要件など、業務運営の基本ルールを規定しています。</p> <p>「.日本」運営上の基本ルールについては、管理運営事業者が意見募集の方法等により、ニーズや様々な意見を反映した上で定めることが求められる旨、また、本報告書と異なるルールを定める場合には十分に説明責任を果た</p>

			すことが求められる旨、追記します。
--	--	--	-------------------

(10) ローカルプレゼンスルールについて

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
47	株式会社アドミラルシステム (19 ページ)	<p>「.jp」は「日本」を意味する文字列であることに加えて、ローカルプレゼンスによって「日本のドメイン名であること」を示している。「.日本」も「.jp」と同じ日本の ccTLD であり、ローカルプレゼンス要件も同様に設けるべきである。</p> <p>ローカルプレゼンスを外すことは「日本のドメイン名であること」を示す 2 つの柱のうち 1 本を失いかねないため、慎重であるべきである。この点から「検討することが適当である」という表現でありながらも、将来的に海外からの登録を可能とする方向性を示しかねない記述は削除すべきである。</p>	<p>ローカルプレゼンス要件の導入については、本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p> <p>当該記述は、将来的にローカルプレゼンス要件を廃止することを方向性として示すものではなく、利用者保護等の状況を見極めた上で、改めて検討することが適当としているものです。</p>
48	日本弁理士会商標委員会 (19 ページ)	<p>「総務省案では、「. 日本」ドメインの登録者を日本に居住する者に限定するか、あるいは、外国に居住等する者の登録を認めるかどうかについて検討されました。</p> <p>これとは別に、ドメイン登録を個人や法人格を有する団体のみに限定するのか、あるいは、法人格を有しない者にも認めるべきかについても、検討すべきと考えます。</p> <p>汎用 J P ドメインは、概略、日本国内に住所を有する個人及び法人（法人格の有無を問わない。）が登録を得ることができ</p>	<p>「.日本」の登録は、当初、日本に居所を有することを条件とすることが望ましいとしていますが、詳細な登録要件は管理運営事業者が定めることとなります。</p> <p>審査項目の「事業計画」中に、サービス内容や運営方針が含まれており、この中で適切な審査・</p>

		<p>ます。法人格を有しない任意の団体の名義で申請できるため、申請人名義の真偽如何にかかわらず、登録を受けつけているようです。このため、汎用ドメインの中には、他人の商号や商標等を不正に登録せんとする者が、自己の氏名や名称を用いることなく、偽名を用いて申請する事例が見受けられます。「.日本」ドメインについて同様の弊害が生ずることのないように、ドメイン名の登録資格やその運用について検討されることを望みます。</p>	<p>選定が行われるものと考えられます。</p>
49	IP Mirror Japan 株式会社 (19 ページ)	<p>これは日本で登記している企業という意味にもとれるが、現行の「.jp」の制限と同様と考えてよいのか。日本国外の企業のドメイン所有率を考慮すると、登録者を日本の個人、法人に限定することはよい考えとは思えず、もし日本の登記企業に登録を限定するのであれば、既にそのような登録制限を設けている「CO.JP」や「NE.JP」やその他のサードレベル TLD のように捉えられ、「.日本」が大きく普及するとは考えにくい。</p>	<p>「.日本」の登録は、当初、日本に居所を有することを条件とすることが望ましいとしていますが、詳細な登録要件は管理運営事業者が定めることとなります。</p> <p>ローカルプレゼンス要件を廃止することについては、利用者保護等の状況を見極めた上で、改めて検討することが適当としているものです。</p>
50	個人 6 (19 ページ)	<p>「.日本」は、「国か領土の名前」または「その一部若しくはその縮小型」であり、日本語を登録することを目的としたトップレベルドメイン名ではないと考える。商号や商標権保護あるいは利用者保護などの観点から考えると、日本ローカルプレゼンスルールは必要である。</p>	<p>ローカルプレゼンス要件の導入については、本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p> <p>将来的に、ローカルプレゼンス要件を廃止することについて検</p>

			討を行う際には、ご指摘のとおり、利用者保護等の観点を十分に踏まえた上で議論されることが必要と考えられます。
--	--	--	---

(11) 事業者選定の方法及び選定基準について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
51	株式会社日本レジストリサービス (20 ページ)	(審査内容・選定結果についての説明責任) その趣旨に賛同する。具体的には、審査内容の公正を期すために、少なくとも以下の点については公開すべきであると考え る。 (1) 審査項目 (2) 申請内容(機密事項とすべき内容は除く) (3) 審査結果(各申請内容に対する審査項目ごとの評価を含む) (4) 選定理由 (5) 選定委員の経歴や肩書き等	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。 審査内容や選定結果に関する具体的な説明責任の果たし方は、民間の選定主体において検討されることとなりますが、公正、中立かつ透明性の高い方法により比較審査が実施されることが求められます。
52	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (20 ページ)	広く開かれた場で選定されることは高く評価されると思います。 その上で、審査員も出来る限り利害関係の少ない者が選出されるべきであり、審査員の選定方法も公正、中立かつ透明性の高い方法で行うことを希望します。	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。 委員会の具体的な在り方については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。
53	株式会社インターネット	現在の「.jp」の業務運営への高い信頼があることには賛同す	本報告書案にご賛同頂いたご

	イニシアティブ (20 ページ)	る。現在の業務運営の有効活用をより積極的に検討することも必要と考える。	意見として承ります。
--	---------------------	-------------------------------------	------------

(12) 既存事業者が「.日本」を管理運営することを希望する意見

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
54	株式会社アドミラルシステム (20 ページ)	現在の「.jp」については、JPRS が安定した中立・公平なサービスを提供しており、JPNIC と政府による監督体制も健全に機能し、2001 年以来的実績は確固たるものである。 「.日本」は「.jp」と同義のトップレベルドメイン名であり、登録者を完全一致させた提供が望ましいこととあわせて、この点からも実績のある JPRS に委ねるのが適切である。	管理運営事業者の選定については、基本的な考え方⑥をご参照下さい。
55	株式会社Overload (22 ページ)	新たなレジストリが選定されることで、その指定事業者になるために別途保証金などが必要になるようであれば弊社のようなドメイン取得代行業者は、その経営面からも大きな負担を強いられます。 これらの事情から、「.日本」等のレジストリについては、JPRS が選定されることが最も望ましいと考えます。	同上。
56	NECビッグロープ株式会社 (22 ページ)	「.jp」ドメイン登録者の多くは防衛的意味合いも含め「.日本」ドメインの登録も希望すると思われますので、既存事業者の JPRS が「.jp」と同様に「.日本」の管理運営事業者になることで、登録手続きが簡便化でき、ドメイン登録に要する費用の低減化が期待できると思います。	同上。
57	グローバルcommons株式	「.com」や「.net」の規模を考えるならば、仮に「.jp」と「.	同上。

会社 (22 ページ)		<p>日本」を同一組織が管理したとしても、独占による問題を引き起こすレベルの「独占状態」になるとはとても思えません。逆に資源と経験を集約して一つの組織にまかせる方が効率的であり、世界（「.com」や「.net」）と対等に競争できる事業者になる可能性が高まるという考え方もあるのではないのでしょうか。</p> <p>したがって、この件については、独占の懸念は特にグローバルな競争の観点からは論外のものであり、独占状態回避という名目で新規事業者を優先する必要はないと思われるため、22ページ中段に書かれている「既存事業者と新規事業者を区別する必要はない」という考えに賛成です。</p>	
----------------	--	--	--

(13) 公正な選定を担保するために考慮すべき事項について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
58	株式会社日本インターネットエクスチェンジ (22 ページ)	<p>「なお、ドメイン管理運営事業における独占状態の回避のため、新規事業者を既存事業者（「.jp」の管理運営事業者）よりも優先することが適当であるとの考えもあった。」という文言を削除すべきと考えます。</p> <p>「ドメイン管理運営事業者の独占状態」とされておりますが、ドメイン管理運営事業においては新規事業者であっても他の電気通信分野において独占的もしくは寡占的な事業を営んでいる場合には、ドメイン管理事業を利用することにより競争をさらに阻害する可能性があり、一つの考えの提示とはいえ</p>	ご意見部分の記述については、委員会における実際の議論を反映した記述であり、削除することは適当ではないと考えます。

		「新規事業者を優先する」という文言を記述することは問題ありと考えます。	
59	株式会社アドミラルシステム (22 ページ)	<p>トップレベルドメインのレジストリにとって、最も大事なことはサービスが安定して提供されることである。この視点から「過去の実績の有無」は非常に大切な要素である。</p> <p>過去の実績の有無だけで事業者を選定すべきではないが、他の評価項目で同じ評価を得ている場合は、実績のある事業者を選定すべきである。</p>	<p>過去の実績の有無を審査の対象とすると、新規事業者が不利となるため、サービス内容等を比較して公正な審査を行う観点から、過去の実績の有無は審査の対象としないことが望ましいと考えます。</p> <p>なお、具体的な選定基準等は、今後、民間の選定主体において検討されることとなりますが、公正、中立かつ透明性の高い方法により審査、選定が行われることとしています。</p>
60	グローバルコモンズ株式会社 (22 ページ)	<p>「国別トップレベルドメインの管理運營業務」の実績が必須であると言った時点で応募できる組織が限られてしまうため上記の方針については賛成です。</p> <p>ただし、TLD はインターネットの基盤の中でも特に重要なものであり、その部分の安定稼働が保証されなければ、ユーザーは安心できません。TLD の管理の実績・経験は求めないにしても、一定規模の DNS 運用の実績・経験は審査の必須項目であると考えます。</p>	<p>「トップレベルドメインの管理運營業務は一定のルールに従って確実に行われることが第一」であると考えています。</p> <p>なお、具体的な選定基準等は、今後、民間の選定主体において検討されることとなりますが、公正、中立かつ透明性の高い方法に</p>

			より審査、選定が行われることと しています。
61	財団法人ハイパーネット ワーク社会研究所 (22 ページ)	<p>本項目の主旨は、「より多くの事業者から申請が行われることが期待される」というところ、すなわち「新規参入の促進／期待」にあると思われます。</p> <p>残念ながら、今回の検討の過程でも「. 日本 の管理運営事業者は既存事業者が行うことに決まっている。」といった懸念が存在していたことは事実でした。そのような懸念が誤解であることを明確にするために、本項目のタイトル「既存事業者による申請」を、「新規事業者の申請」ないしは「既存事業者の処遇」など、よりバランスのとれた記述に修正されることを提案いたします。</p>	<p>当委員会においては、公正、中立かつ透明性の高い選定を実現する観点から、「既存事業者による申請」の取り扱いについて議論を重ねてきました。</p> <p>ご意見を踏まえ、本項目のタイトルを「公正な選定を担保するために考慮すべき事項」と修正いたします。</p>
62	株式会社アンケートック (22 ページ)	<p>「より多くの事業者から申請が行われることが期待」とあり「.日本」は ccTLD という認識で既存 jp ドメイン名のレジストリがそのまま行うものと認識していました。確かに今後の新 g T L D 等をかんがみても、国内におけるレジストリ事業者は、競争性がなく、ある意味独占状態であるかもしれません。</p> <p>ドメイン名を使う生活者の今後の利便性、受益、事業者の競争性という意味では、新規事業者の参入は是非実現できればと考えます。</p> <p>かような意味で、「既存事業者」という表現ではなく、「新規事業者における申請」とした方が、ドメイン名のレジストリ事業者に参入することを考えている事業者にとっては、わかりや</p>	<p>本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p> <p>本項目のタイトルの修正については同上。</p>

		すいと考えます。	
63	日本インターネットプロバイダー協会 (22 ページ)	文中「. 日本」の管理運営事業者として、より適切な者が選ばれるためには、より多くの事業者から申請が行われることが期待される。」と書かれていることから見出しを「既存事業者による申請」とはせず、「新規参入の期待」等の表現に変更されることを希望します。現に新規参入は非常に難しいと考えている事業者が少なからずいる為、新規参入を促す表現が適当だと思われます。	本項目のタイトルの修正については同上。
64	個人6 (22 ページ)	インターネットは普及し、ビジネスや生活に必要な情報インフラであることを考えると安定したドメイン管理運営は絶対必要である。 現管理事業者である J P R S は、国と J P N I C が管理運営業務の適切さなどを監視していること、ドメイン管理を安定的に運用していること、そのことから利用者からの高い信頼を得られていることなどを考えると、新規事業者を優先する必要性が感じられない。新規事業者を優先することでドメイン管理運用が不安定になり、利用者への不利益が発生する可能性も出てくることが予想される。 そこで、事業者は、公平・公正に選定すべきであると考えます。	「トップレベルドメインの管理運営業務は一定のルールに従って確実に行われることが第一」であるとするとともに、「新規事業者が不利にならない公正な選定が行われる場合には、既存事業者と新規事業者を区別する必要はない」というのが本委員会の最終的な取りまとめです。 具体的な選定基準等は、今後、民間の選定主体において検討されることとなりますが、公正、中立かつ透明性の高い方法により審査、選定が行われることが求められます。

65	個人 8 (22 ページ)	<p>私は技術者ではないので詳しいことはわかりかねますが、レジストリデータベースに関し、技術的にはレジストリを複数事業者で運営することも可能という話も聞きます。</p> <p>健全な業界発展のためには安定性等を担保したうえで適切な競争原理が働くことが望ましいと考えます。それでも単一事業者を指定する場合、技術的課題を単一指定の理由とするのであれば、そうした検証を十分に行い、説明を尽くす必要があると考えます。</p>	<p>安定的なトップレベルドメインの管理運営を行うためには、管理運営事業者としての運営責任を明確としておくことが望ましいと考えます。</p> <p>その上で、健全な業界発展のためには、トップレベルドメイン名間の競争、ドメイン登録事業者（レジストラ）間の適切な競争環境を維持することが望ましいと考えます。</p>
66	個人 1 1 (22 ページ)	<p>(分野別トップレベルドメインの新規参入が近く可能となること等をもって、既存事業者と新規事業者を区別する必要はないとしていることについて)</p> <p>分野別トップレベルドメインの新規参入については、まだ懸念事項も多く、市場価値自体に疑問の声も多く聞かれる中、上記理由により既存事業者と新規事業者を区別する必要はないというのは浅慮と思われ、更なる熟慮が必要なものと考察される。</p>	<p>ドメインの管理運営事業者として、より適切な者が選ばれるためには、より多くの事業者からの申請が行われることが望ましく、そのためには、新規事業者が不利にならない公正な選定が行われる必要があると考えます。</p>

(14) 審査項目について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
67	IP Mirror Japan 株式会社	管理運営事業者を選定する際に以下の要素も選定基準とし	具体的な選定基準については、

	(22 ページ)	<p>て考慮してほしい：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名ビジネスの十分な経験 ・ドメイン名システムのオペレーション経験(他国のレジストリへシステムを提供したことがある等) 	<p>基本的な考え方⑥をご参照下さい。</p>
68	<p>株式会社国際調達情報 (PSI-Japan, Inc.) (24 ページ)</p>	<p>レジストリとレジストラの両方の業務を行うことは、世界的には「独占禁止」の面で問題があるとされているが、JPRS はその両方の業務を行っています。総務省は、JPRS に対して「日本」についても「.jp」と同様に両方の業務を行うことを認める予定ですか。</p> <p>JPRS は「JP Direct」(http://jpdirect.jp) を運営しており、エンドユーザーに直接ドメインを販売しています。分野別トップレベルドメインにおいても、NSI はアメリカ政府に強制的にレジストリとレジストラに分割されました。</p> <p>日本では、このような営業に独占禁止法が適用されないと聞きますが、私たちは異なる意見を持っています。そして、私たちはこの問題について記述されることを期待しています。</p>	<p>審査項目の「事業計画」中に、サービス内容や運営方針が含まれており、民間の選定主体が、技術的能力や経営基盤等の審査項目への適合度が最も高い者を公正かつ中立で透明性の高い方法で選定することとなります。</p> <p>ご意見のとおり、ICANN のルールにおいて、分野別トップレベルドメインでは、管理運営事業者（レジストリ）と登録事業者（レジストラ）の兼営が禁止されていますが、国別トップレベルドメインについては禁止されておらず、各国ごとのルールとなっており、国によっては、レジストリ・レジストラモデルを採用していない ccTLD もあります。</p> <p>健全な業界発展のためには、ド</p>

			<p>メイン登録事業者（レジストラ）間の適切な競争環境を維持することが望ましいと考えます。</p> <p>なお、独占禁止法については、公正取引委員会の所管となっています。</p>
69	<p>株式会社アドミラルシステム (24 ページ)</p>	<p>レジストリの選定において、これらの審査項目は最も重要なものである。</p> <p>「公正かつ透明な手続」であり、かつ幅広い知識と経験を取り入れて策定するためにも、各審査項目の詳細の決定にあたっては公表するだけでなく、パブリックコメントの募集を実施すべきであり、このことを明記すべきである。</p>	<p>ご意見を受け、「意見募集も経て公表～」と修正することとした。</p>
70	<p>グローバルcommons株式会社 (24,26 ページ)</p>	<p>ここでは、単に技術的能力を提示させるだけではなく、インターネット基盤としての TLD の登録システム、DNS システム、WHOIS システムの実現可能性を判断できるだけの書類の提示を求めるべきであると思います。</p> <p>また、これに対応して、26 ページに書かれている「選定委員会」の「ネット技術の専門家」には、特に DNS システムについて正確な判断ができる人を選ぶべきであると思います。</p> <p>インターネットユーザーにとっては、経営という側面から破綻しないということも重要ですが、それと同等に、ドメイン名登録および DNS の安定運用が破綻しないということも非常に重要であると考えます。</p>	<p>具体的な選定基準や選定委員会の構成員については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。</p>

71	株式会社インターリンク (24 ページ)	<p>例として「DNS サーバーの運用を円滑に行うための技術的能力」に関する記載がありますが、バックエンドシステムの審査基準についての言及を希望します。</p> <p>現状で日本国内において実績のあるレジストリシステムを保有しているのは JPRS のみですが、例えば Afilias や Neustar、又はそれに準ずる外資企業のバックエンドシステムを採用した場合、評価は影響されますか？</p>	「技術的能力」を含めた具体的な選定基準については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。
72	株式会社インターリンク (24 ページ)	審査項目の事業計画に関して、事業者は適正な利益を得るべきであり、赤字での運営や大幅な黒字を求めるべきでないと考えます。	「事業計画」を含めた具体的な選定基準については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。
73	IP Mirror Japan 株式会社 (24 ページ)	<p>世界のドメイン名の管理運営事業者の間では EPP システムが最も多く採用されており、効率のよユーザーフレンドリーなシステムと証明されています。よって、新規に業務運営にあたる事業者には EPP システムを提供できるだけの技術を擁してほしい。</p> <p>EPP は濃厚でよくできたレジストリシステムで、登録者情報や関連するドメイン名の情報は次のように管理されている：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登録者情報－唯一のコンタクト ID ・担当者情報－唯一のコンタクト ID ・技術担当者情報－唯一のコンタクト ID ・支払い担当者情報－唯一のコンタクト ID ・DNS 情報－通常 13 個まで ・登録日時 	「技術的能力」を含めた具体的な選定基準や選定委員会の構成員については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。

		<ul style="list-style-type: none"> ・有効期限日時 ・ドメインを管理するレジストラ ・ドメインステータス（状態） <p>EPP システムはレジストラと登録者の両方にとってドメインを管理する上でとても結合力のある環境だと証明されています。EPP モデルを使用したポリシーの利得は世界各国のレジストリにより証明されています。EPP モデルは、中国レジストリ(CNNIC)、シンガポールレジストリ(SGNIC)、台湾レジストリ(TWNIC)、.biz、.info、.org などの gTLD やその他の多くのレジストリで採用されています。世界の 70%がこの EPP モデルを使用しています。</p>	
74	個人3 (24 ページ)	<p>(苦情・問合せ対応について)</p> <p>国民レベルで考えると、インターネットに関する問題、疑問はいちばん身近になるインターネットプロバイダ（ISP）に向けられることは考えられないでしょうか。総務省案で出されているところでは事業者の体制で対応が可能ないように述べられていますがISPへの負担はどのようにお考えでしょうか。</p>	管理運営事業者が利用者等の外部からの苦情・問合せに適切に対処出来るよう、関係事業者と協力、調整の上、体制を整備すべきものと考えます。

(15) 選定主体（協議会）の在り方について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
75	財団法人ハイパーネットワーク社会研究所 (25 ページ)	<p>事業者の具体的な選定の場について、民間を中心とする協議会に委ねることに、基本的に賛同いたします。</p> <p>この協議会の構成としては、東京中心ではなく、地域を代表</p>	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。

		<p>する団体が十分に参加できるようにしていただきたいと存じます。</p> <p>「.日本」の導入に際して、管理運営事業者の選定において中立性、公平性、透明性を担保することを明記した方針を提示されたことは、上述しましたように、トップレベルドメインがもつ公益性に鑑みて、国民の立場に立ったきわめて適切な考えとして賛同いたします。</p> <p>同様に、有識者による委員会を設置して、中立性の高い選定方法を採用されることも賛同いたします。</p>	
76	株式会社アドミラルシステム (25 ページ)	<p>国が推薦を行うということと、だから国が選定することが適当であるということは論理が飛躍している。国は選定されたものを国の持つ基準に照らし合わせて推薦の是非を判断する、という立場。この部分の記述は修正すべき。</p> <p>選定のきっかけは民間にあるべき。また、選定は民間が主導で行うもので、国から依頼されるものではない。関係としては、民間で選定されたものについて、民間から国に対して ICANN への推薦の依頼を行う形となるべき。</p> <p>「.日本」は期限を持ってかならず導入されなければならないものではない。</p> <p>あくまで民間のプロセスに委ねるべき。</p>	<p>国が責任を持って ICANN に管理運営事業者を推薦する以上、国が自ら審査を行うことが考えられますが、日本のインターネットは民間主導で発展してきたことを踏まえて、民間の場において選定を行うことが適当としています。</p>
77	株式会社電算 (26 ページ)	<p>今後設置が想定される協議会組織の公正性、中立性を確保するため、協議会を構成する所属団体及び所属団体役員と管理運営事業者との間の利害関係が発生しない協議会事務局そのも</p>	<p>委員会の具体的な在り方については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。</p>

		のの在り方を明確に追加規定することが望ましい。	
78	株式会社日本レジストリサービス (26 ページ)	<p>選定委員会の委員には、ccTLD の管理運営業務の本質と影響の大きさを理解し、管理運営事業者の選定過程および結果に対する重責を全うできる人を選任するべきである。</p> <p>なお、申請内容の分析および評価、詳細評価報告書の立案は、gTLD レジストリ選定時の評価体制などを参考にして検討するのがよいと考える。</p>	同上。
79	株式会社アドミラルシステム (26 ページ)	<p>有識者による選定委員会を組織・運営するのに、新たな「協議会」を組織する必要はない。選定委員の選任プロセスが公正に透明性をもって行われさえすれば、既存の団体において行うことでなんら問題はない。</p> <p>そして、この役割は次の理由により JPNIC が行うことが最も適切である。</p> <p>JPNIC はインターネットの資源管理団体として、前身の JPNIC から数えて 18 年以上、社団法人としても定款にインターネットの資源管理を定めて 12 年以上の活動実績がある。その間、多くの事業者やユーザを会員とする日本のインターネットコミュニティを体現する団体であり続け、常に透明で、中立・公平で、開かれた運営を続けてきたことは、一事業者として高く評価している。</p> <p>また日本のインターネットコミュニティもまた同じ評価をすると考える。</p> <p>事業者の選定という役割だけを適切に遂行することが目的</p>	同上。

		<p>であれば協議会という新たな組織は不要である。また、継続的な役割を持たせたいのであれば、既存の団体のいずれかがそれぞれの役割の中で担うべきである。</p> <p>新たな団体を既存の団体によって構成すると、既存の団体の会員の意見が直接届きにくくなるというデメリットがある。コミュニティの意見を反映させるには、できる限り直接民主制に近い方がよい。そうでなければ、パブリックコメントなどでの意思確認が必要である。</p>	
80	株式会社アドミラルシステム (26 ページ)	<p>協議会と選定委員会を作ることになるとしても、公正な選定プロセスに万全を期すためにも、その枠組みの検討に加わった者は、協議会と選定委員会に、少なくとも一定期間は加わるべきではない。具体的には、本報告書案の作成に関わったインターネット基盤委員会の委員は、協議会と選定委員会に関与すべきではない。</p>	同上。
81	グローバルコモンズ株式会社 (26 ページ)	<p>協議会の一番の役割・責任は、「選定委員会」にどのような種類の人をどの項目を審査するために入れるのかという委員の要件定義であると思います。この部分をしっかり行わなければ、合目的な「選定委員会」を作ることにはできず、また、協議会としての説明責任を果たすことも難しくなるものと思います。</p> <p>なお、競争政策やコンプライアンスも重要ですが、ユーザーにとっては「TLD の安定運用」が第一であり、その観点から「経営の安定性」「システムの安定性」を審査する人については特</p>	同上。

		<p>に重きを置いた人選が行われることを強く望みます。</p> <p>また「選定委員」は、それぞれの専門分野におけるプロとして、特定の審査項目を審査するという位置づけのものにすべきであり、特定の専門をもたない利用者代表などは「選定委員」としては不適切ではないかと思えます。また、そもそも多様な利用者の考えを一人の代表者に担わせるのは非常に困難であり、利用者の意見を選定に反映させることを重視するのであれば、先に述べたようにアンケートやフォーカスグループでできるだけ多くの声を集め、それを「選定委員会」の検討素材の一つにするようにした方がよいのではないかと思えます。これにより、「選定委員会」にとっては、よりの確な判断ができるものと思われまし、利用者にとっても「利用者代表」というフィルターがかかることなく、多様な意見を「選定委員会」に届けることができるのではないかと考えます。</p> <p>今回の「選定委員会」は何らかの政策を決定・諮問する組織ではなく、一つのビジネスを行う事業者を選定する組織であるという位置づけを今一度確認していただきたいと思えます。単なる有識者ではなく、各審査項目について適切な確な判断が下せるプロの人選を強く望みます。</p>	
82	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (25 ページ)</p>	<p>「選定の場」については P.26 に述べられているので、「国と民間の連携」についてはウだけで充分であり、アとイの記述は不要と考え、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】</p>	<p>当該箇所は、国が民間による選定結果を尊重する前提条件を示したものであり、ア～ウの記述は全て必要と考えます。</p>

		この民間による選定の場について、本報告書の内容に沿った事業者選定が行われ、その管理運営事業の公共性が確保される場合には、国は、その選定結果を基本的には尊重することが適当である。	
83	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (26 ページ)	協議会と選定委員会の各々の役割と責任について、その概念・範囲・程度などをより明確にすべきと考えます。	協議会と選定委員会については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。
84	株式会社アンケートック (26 ページ)	「② 民間による選定の場」について、下記の通り意見いたします。 賛成します。選定された協議会会員においては、各協会、組織で、どのように議論をされていたかも透明性確保のためにも開示していただきたいと考えます。	民間による管理運営事業者の選定については、公正性、中立正及び透明性の確保が重要であり、申請者や国民に対し、適切に説明責任を果たすことが求められます。
85	株式会社日本インターネットエクスチェンジ (26 ページ)	民間による選定の場を設置することについては賛同しますが、ここで設置する「協議会」は選定のみにあたり、事業者監督の仕組みについては、協議会の存続を前提とすべきではないと考えます。 事業者監督の仕組みについては当然ながら必要ですが、その想定される業務の量を推測するに、新たな仕組みを作るのか、もしくは既存の枠組みで取り組むかは、現時点において十分に検討の余地があると考えます。したがって、拙速に協議会の存続を前提とするべきではないと考えます。	選定の場を設置することについては、本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。 「.日本」の監督の仕組みについては、基本的な考え方⑦をご参照下さい。

86	個人6 (26 ページ)	<p>JPNIC は、インターネットの資源管理を業務として行ってきたし、これまでもあらゆるステークホルダーが参画できるインターネットコミュニティの場としての役割を担ってきた。協議会や選定委員会が必要であれば、公平中立かつ透明な手続きで JPNIC の中に設置すべきである。</p>	<p>協議会や選定委員会については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。</p>
87	財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	<p>本研究所は大分県に本部があり、地域において地元企業、自治体（市町村）、市民、NPO などによるインターネット利用の普及・促進に取り組んでおり、地域の主体として今回の選定プロセスに関与したいと考えます。</p> <p>具体的には協議会の構成団体に、地域経済／社会に関連する団体を加えることを提案します。当研究所としても、可能な範囲で積極的に参加、ご協力させていただきたいと考えます。</p> <p>また、一般利用者はドメイン名の登録・運用にあたっては、管理運営事業者に直接を申し込むのではなく、通常は登録サービスを代行するいわゆるレジストラーに代金を支払い、サービスを受けています。</p> <p>このレジストラー業務には、一定の競争も存在しておりますが、一般利用者への影響も少なくありません。そこで、これらの事業者の方々にも民間協議会に参加し、管理事業者の選定および監督について、責任ある関与をしていただくことを希望いたします。</p>	<p>協議会については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。</p> <p>「.日本」の監督の仕組みについては、基本的な考え方⑦をご参照下さい。</p>

(16) 事業者監督について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
88	株式会社アドミラルシステム (27 ページ)	<p>すでに「.jp」において政府と JPNIC による事業者監督の仕組みが 7 年以上にわたって健全に運用されている。これに特に問題がないのであれば、「.日本」においてもこの枠組みを適用すればよく、「新たな監督の枠組み」は不要である。</p> <p>これにより、「.日本」の事業者選定だけが新たな枠組みとして必要なものとなり、協議会のような恒常的な組織構築は不要となる。</p>	<p>協議会の在り方については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。</p> <p>「.日本」の監督の仕組みについては、基本的な考え方⑦をご参照下さい。</p>
89	株式会社新潟通信サービス (27 ページ)	<p>7 ページにあるように国と JPNIC が協力して現在の JPRS を監督するとされているが、現実には何もされていない。</p> <p>JPNIC は会計上の管理監督を行うのみであり、JPRS の諮問委員会は JPRS が提出した議題のみ扱うことが規則に定められており一般からの意見や苦情などを受け入れる機構がまったく存在していない。</p> <p>JPNIC が ccTld を管理していた時は一般インターネットユーザの意見を取り入れる DOMAIN-TALK なるものが存在し一般からの意見を集めることが可能であった。</p> <p>「.日本」の導入に当たっては公共性を考慮し管理監督委員会の存在を明らかにし、「.日本」に対する意見や苦情を直接に受け管理監督委員会自らが「.日本」の管理会社に意見、指導できる組織とすることが必要と考える。</p> <p>また 「.jp」についても同様の利用者からの意見や苦情の公</p>	<p>協議会の在り方については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。</p> <p>「.日本」の監督の仕組みについては、基本的な考え方⑦をご参照下さい。</p> <p>なお、監督委員会の具体的な業務として、管理運営事業者の業務状況（苦情・問合せ対応等の審査項目に関する状況等）について審議を行い、必要に応じて是正を促すこととしています。</p>

		開、対処を公にするように今回の「.日本」の指針を作成すべきである。	
90	グローバルコモンズ株式会社 (27 ページ)	<p>「.jp」に関する監督については報告書の7ページ脚注6に記載されています。ここでは触れられていませんが、正確には、JP ドメイン名の公共性を保つための責任を JPRS が果たしているかどうかについての確認は「JPNIC と日本政府」が行うことになっています。ここでの「日本政府」はすなわち「総務省」ということになります。そして、この監督体制は、開始当初より問題なく実施されてきていると理解しています。</p> <p>もし、「.日本」と「.jp」に関する管理運営業務の監督について、両者の整合性をとるということであれば、現在の「.jp」の監督体制の枠組みを「.日本」にも適用するのが適切ではないかと考えます。</p>	「.日本」の監督の仕組みについては、基本的な考え方⑦をご参照下さい。
91	株式会社アंकテック (27 ページ)	基本的に賛成します。ICANN においては g T L D について、ドメイン名に関するステイクホルダーからいつでも指摘を受け、その事実確認や調査、是正をレジストラへも指示、指導されます。c c T L D については、g T L D とプロセスが違うわけですが、そういった意味でも、監督委員会を設けることは重要なことであると考えます。	本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。
92	株式会社インターネットイニシアティブ (27 ページ)	新たな監督の仕組みの必要性はないと考える。既に監督の仕組みが存在しており、新たな監督の仕組みを導入することで不必要に複雑化させることは避けるべきと考える。	「.日本」の監督の仕組みについては、基本的な考え方⑦をご参照下さい。
93	株式会社日本インターネ	「.日本」と「.jp」の監督について、整合性を保つにとどま	同上。

	ットエクスチェンジ (27,37 ページ)	<p>らず、「監督委員会」への活用にまで言及されておりますが、これは P.7 の我が国の枠組の総務省と JPNIC が協力して監督を行っているという状況が不十分であることのように読み取れます。</p> <p>枠組み自体の変更を要するという事は、その前段階として不十分な点についてその情報を開示の上で改善すべきであります。もし具体的に不十分な状況にあるという認識があるのであれば、その内容を本文に明示することも必要であると考えます。</p>	
94	個人6 (27 ページ)	現在の「.jp」は、政府と JPNIC が監督しており、実績もある。そこで、そのまま「.日本」の監督の枠組みとしても採用する方が、自然であり、実現性が高い。	同上。
95	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 (28 ページ)	<p>データエスクロー先について</p> <p>やむを得ない事情を除き基本的にエスクロー先は日本国内とするべきではないでしょうか。海外に日本人の個人情報等が置かれることは（例え暗号化されていても）避けるべきだと思います。</p>	「.日本」の管理運営事業者の選定において、データエスクローや個人情報の保護等についても審査対象となると考えられますが、その具体的な基準や要件については、公正かつ透明な手続の下で、協議会において適切に定めて頂くことが適当と考えます。
96	グローバルコモンズ株式会社 (29 ページ)	「.jp」で利用されている「JP-DRP」は、ICANN の uDRP をベースにして、日本の法制度に馴染まない部分のみ修正する形で作られたものです。日本にも「.com」等のユーザーは数多	「.日本」の選定においては、紛争処理体制をどのように整備するのかについても審査対象とな

		<p>くいるため、「.jp」の紛争処理も「.com」の紛争処理も極力同じ方針・ルールにした方がユーザーの混乱を小さくできるであろうという発想で「JP-DRP」は作られています。「.日本」の紛争処理については、あえて新たなルールを作るといった手間・コストをかけずに、この「JP-DRP」を利用する形で関係団体（JPNIC、日本知的財産仲裁センター）と調整を行うべきであると思います。</p>	<p>ると考えられ、管理運営事業者は、従来の紛争処理ルール等を参考としつつ、ドメイン紛争の予防・処理のための体制を整備することとなります。</p>
--	--	--	---

(17) 地理的名称に関連するトップレベルドメインの導入について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
97	IP Mirror Japan 株式会社 (14 ページ)	<p>中国では CNNIC が 2005 年に 34 の地域ドメインを導入した。例えば「bj.cn」は Beijing(北京)、「gz.cn」は Guangzhou(広州)を表すドメインとなる。2005 年の導入から今日まで、233,537 件の地域ドメインが登録されたが、この数は CN ドメイン登録数のたった 1.7%にしか相当しない。また少なくともその 1.7%のうちの半数は、ブランド名の防御的な理由での登録にあたる。ブランドオーナーは様々なサイバースクワットを避けるために 34 地域のドメインを一括登録している。このような統計を見てもわかるように、セカンドレベルの CN ドメインと比較すると地域ドメインは決して人気のあるドメインではない。</p> <p>同様に、日本には 47 の都道府県がある。多くの都道府県や地域名は Hiroshima、Karuizawa のようにアルファベット</p>	<p>地理的名称に関連するトップレベルドメインについては、国別トップレベルドメインとは異なる効果、活用も期待できることから、地方自治体の理解や協力も得て、観光情報の発信や地場の名産品のアピール等に効果的に活用されること等が考えられます。</p> <p>本報告書案や需要動向等を踏まえながら管理運営を希望する事業者や地方自治体及び協議会等において導入が進められることとなります。</p>

		<p>にすると文字数が多く長い。文字数の多いドメイン名はドメインのエクステンションとしては望ましくなく、中国の例のように2,3文字に省略したドメインを使用しない限りは使用しにくい。しかし、例えば Hiroshima を広島と日本語表記した場合には、日本人には馴染みがあるが、hs などのように2文字のアルファベット表記にした場合、hs から広島を連想することはかなり難しく、これも効果的とは思えない。</p> <p>またさらに次のような理由から、地理的名称に関連するトップレベルドメインの導入については推奨しない：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ .jp や日本などのトップレベルドメインの持つ価値を薄めかねない。 ・ 都道府県名を持つ場合、地方自治体の協力なしには導入できない。その場合、各地方自治体の地理的名称トップレベルドメイン導入への意見の相違から、導入のサポートを得ることは難しいと思われる。 	
98	株式会社インターネットイニシアティブ (31 ページ)	<p>新たな分野別トップレベルドメインについても基本的には「.日本」の議論と同様、多様性だけではなく安定的な業務運営が行われることも十分検討されることを期待する。</p>	<p>本報告書案にご賛同頂いたご意見として承ります。</p>
99	いわき市 (32 ページ、35 ページ)	<p>事業者がどのような目的で地名を利用するかによっては、その土地のイメージダウンや風評被害等の悪影響につながる恐れもあると思われるため、国の対応方針にもあるとおり、事業者にとって重大な問題が認められる場合等には「反対」することも必要と考える。</p>	<p>本文中において、地方自治体向けの「対応の手引き」には事業者選定の基準（「.日本」等における選定基準の紹介）を記載することとしています。</p>

		<p>よって、「賛成」する場合、「反対」する場合の基準を国が明確に示し、さらに自治体ごとに地域の実情に即した細かい要領等を設け、審査していくことが必要である。</p>	<p>各地方自治体が地理的名称関連のトップレベルドメインに関する検討を行う際には、当該手引きをご参考に、選定の方法等も含めて地域の実情に即した要領等を定めることが考えられます。</p>
100	財団法人ハイパーネットワーク社会研究所	<p>自治体が主体的に対応するという基本方針そのものには異論はありません。</p> <p>ただし、現実問題として、具体的な事業者の選定作業を、個々の自治体がすべてバラバラに行うことが本当に望ましいかという点については、懸念が残ります。</p> <p>当該自治体が一定の規模をもち、余裕がある場合はよろしいと思いますが、そうでない場合には、自治体が基本方針を指示した上で、「日本」の民間協議会およびその選定委員会に選定作業を委任・委託することも、一案ではないかをご提案いたします。</p>	<p>我が国の地理的名称に関連するトップレベルドメインの導入、事業者選定においても、「日本」の協議会の協力を得ることも考えられるため、本報告書案 37 ページにおいて、「我が国の地理的名称に関連する分野別トップレベルドメインの導入にあたり、可能な場合には、協議会の協力を得ることを検討することが必要」としている。</p>
101	株式会社アドミラルシステム (33 ページ)	<p>(選定における協議会の協力について)</p> <p>協議会の機能は必要最小限にすべきであり、レジストリ選定以外の役割を持たせるべきではない。</p>	<p>協議会に期待される基本的な機能・役割については、基本的な考え方⑤をご参照下さい。</p>
102	株式会社アドミラルシステム (35 ページ)	<p>これは地方自治体と国の対応課題であり、「対応の手引き」を「民間団体を中心に」策定するのはおかしい。国と地方自治体を中心となって作成すべきもの。</p>	<p>地方自治体向けの「対応の手引き」については、ドメインの運営や登録等に関する実務的な記述</p>

		<p>民間の協力が必要であるならば、既存の団体を活用することを検討すべき。</p>	<p>が不可欠であることから、これらに関する情報・ノウハウを有する民間団体が広く参画した協議会が中心となって、国と地方自治体が協力して策定することが適当としています。</p>
103	個人12 (35 ページ)	<p>「対応の手引き」に定める事項として、「⑦混乱防止のための管理運営ルールの推奨例」としていくつか例示されているが、レジストリ事業者の標準的な発行ポリシーを手引きに加えるべきである。</p> <p>地名は地域の歴史的・文化的財産である。その地名がドメイン名として利用可能となることは、地域の情報発信の強化に資するものであるが、その一方、いわゆる偽ブランドなど、地域として好ましくない使われ方がされることへの危惧もある。</p> <p>どういう利用者にドメイン名を発行するのかは、基本的にレジストリ事業者に委ねられるわけだから、発行ポリシーこそ地元の意見を尊重すべき部分であると考え。なお、原案の地元支持の手続きにあって、経営や技術力については自治体に評価能力を求めることは現実的ではない。</p> <p>具体的にどのような発行ポリシーが望まれるかについては、それぞれの地域事情があると思うが、少なくとも「身元が確認できる者への発行」といった内容をポリシーとし、悪質サイトがあちこちのドメインを渡り歩くような事態は避けるべきと</p>	<p>「対応の手引き」は協議会が中心となって、国と地方自治体が協力して策定することとなります。</p> <p>ご指摘を踏まえ、「ドメインの登録ポリシー」として、例示に追加することといたします。</p>

		<p>考える。</p> <p>また、この項に「紛争処理ルール」が例示されているが、基本的にドメイン名の管理は業界ルールと理解され、国や自治体の関与には限界があると考えられる。このことも踏まえ、わかりやすいルールを作る必要がある。</p>	
104	株式会社アドミラルシステム (36 ページ)	<p>相談窓口が民間に必要であるならば、既存の団体の活用を検討すべきである。</p>	<p>民間の窓口の設置は、協議会等の自主的な取組によることとなるが、相談窓口は、例えば「.日本」の管理運営事業者の選定に携わる協議会の中に設けることが考えられるとしている。</p>
105	知的財産協会	<p>【前田氏結論】 (第2回 WG 資料)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■自治体自らが新 g TLD(地理的名称) の効果を享受できる場面が見出しにくい ■従来どおり何もしない ■かけるコストは最小限に <p>【意見】</p> <p>この結論に賛成する。</p>	<p>地理的名称に関連するトップレベルドメインについては、地方自治体の判断により対応頂くことが基本となりますが、必要な情報やノウハウを適切に得られるよう、国からの必要な支援が求められると考えられます。</p>

(18) 将来の検討課題について

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
106	株式会社日本レジストリサービス	<p>現状、「.jp」は JPNIC と総務省による監督体制のもと、安定的にサービスが提供されている。したがって、「.日本」の「監</p>	<p>「.日本」の監督の仕組みについては、基本的な考え方⑦をご参照</p>

	(37 ページ)	督委員会」を「.jp」の監督体制に活用する可能性、是非については、現状の体制も尊重し、十分慎重に検討すべきであると考ええる。	下さい。
107	株式会社アドミラルシステム (37 ページ)	「.jp」の監督は、JPNIC と政府によって行われており、特に問題は発生していない。「.日本」で新たな監督体制を作る必要はなく、「.jp」の枠組みを適用すべき。 協議会の機能は必要最小限にすべきであり、レジストリ選定以外の役割を持たせるべきではない。	同上。
108	グローバルコモンズ株式会社 (37 ページ)	先にも書きましたが、既存の「.jp」に対する監督が日本政府を含めた枠組みで安定的に動いているにも関わらず、それを変わるとするならば、変えることの意味について、コミュニティに対して十分な説明が必要であると思います。 また、提案されている「監督委員会」という方式については実績もなく、うまくいくという保証も今の時点では残念ながらないわけですから、仮に将来的に「監督委員会」なるものが「.jp」を併せて監督するとしても、数年の実績を待つ必要があるのではないのでしょうか。	同上。
109	株式会社インターネットイニシアティブ (37 ページ)	今回の「.日本」等の検討にあたり、利用者や指定事業者の意見が検討において反映されていないと感じている。このままでは利用者に不便を強い兼ねないと危惧しており、利用者の意見を取り入れた議論を希望する。	「.日本」の導入については、基本的な考え方①をご参照下さい。 また、「.日本」の運用上のルールについては、基本的な考え方②をご参照下さい。 今後、協議会等で、報告書の内

			容の具体化が行われることから、こうした議論や活動において、さらに利用者やその他関係者からの参加、協力が必要であると考えています。
110	株式会社アドミラルシステム (38 ページ)	協議会の機能は必要最小限にすべきであり、レジストリ選定以外の役割を持たせるべきではない。 ICANN 等への貢献については、既に各団体がその役割の中で適切に行っており、その枠組みの中で活動を拡大すべき。	協議会の機能については、ICANN 等への貢献の拡大も含め、協議会において検討されるべき事項であると考えています。
111	グローバルコモンズ株式会社 (38 ページ)	今回の報告書に出てくる協議会は「選定委員会」を組織するという役割・責任を担うものであり、国際貢献を行う枠組みとして再活用するというのは、あまりにも話が飛躍しすぎているのではないのでしょうか。 また、それぞれの組織にはそれぞれのやり方があると思われまますので、国際貢献については、それぞれの組織活動にまかせ、必要があれば、必要な組織同士で協議をするといった形が自然なのではないのでしょうか。	同上。
112	株式会社日本インターネットエクスチェンジ (38 ページ)	ICANN 等への貢献はすでに民間からの貢献も少なからずあることから、新たに貢献のための仕組みを作る必要はないと考えます。	同上。

3 その他

(1) JP ドメインに関する要望

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
113	IP Mirror Japan 株式会社 (20 ページ)	<p>現在日本レジストリサービスが提供しているサービスはいろいろな制限があり、レジストラと登録者の両方にとってあまり効果的とはいえないことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ドメイン名のレジストラ間の移管は、基本的にお互いの同意と承認によって行われるため、レジストラはそれぞれでドメイン移管のルールを設け、そのことが登録者を混乱させ移管を難しくしている。それに対して、多くのその他の国々のドメイン移管はオースコード (authorization code) を使用して行われるため効率的で分かりやすい。 ・移管先の新レジストラがドメインの移管を受けた際、ドメインの更新手続きは有効期限がくるまで行えない。ドメイン移管後すぐに更新手続きを行えないとなると、新レジストラにとって利益がない。 ・ドメイン更新は1年と限定されている。複数年の登録、更新ができるとうい。 	今後の議論の参考とさせていただきます。

(2) 技術的な要望

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
114	個人4	.日本のドット.が、スペースキーでも代わりに使える技術開発のお願い (※要旨 全文は別添を参照)	今後の議論の参考とさせていただきます。

		<p>日本語ドメイン名の登録募集が開始されてから既に8年が経過し、また大多数のブラウザをカバーしているインターネットエクスプローラで日本語ドメイン名をサポートしている最新版のIE-7が出て2年以上経過した今でも、残念ながら日本語ドメイン名を日常目にする事が殆ど無く全然といってよいほど普及していないのが実情であります。この様に、日本語ドメイン名というものがあまりにも利用されていない決定的な理由として、日本国内の場合は検索エンジンの驚異的な発達と相まって圧倒的に大多数の人々が検索エンジンの方を利用して求めるサイトを探すという使い方をしていて、厳然たる事実があるからです。何と言っても検索の方がURLと比較して利用する側から見て決定的に優れているからです。</p> <p>そこで、国内トップレベルドメイン ドット.日本の新設を契機として、このような現状の日本語ドメイン名利用の閉塞感を打開し、日本語ドメイン名のURLであってもURLの本来の欠点を克服し検索にも匹敵できる優位性を実現し、大きな普及と発展に繋げるためへの一つの有力な対策を提案致します。それはドット.日本のドット.がスペースキーでも代替使用できるという一見単純に見える技術開発ですが、これはつまりスペースをドット.として認識できるアルゴリズムの開発を実現する事です。</p> <p>すなわち日本語ドメイン名における例えば、総務省.日本や日本語.日本のドメイン名の部分とトップレベルドメイン部分の</p>	
--	--	---	--

		<p>二つの文字列は、二つのキーワードに違いは無く、URL としてこの二つのキーワードをドット.で結合する方法以外に、スペースキーでも使用可能にし、総務省 日本や日本語 日本にすることです。こうなると、日本語ドメイン名形式と検索形式とが完全に一致共通となり、検索窓に総務省 日本とか日本語 日本といった形の検索も利用できると共に検索結果の上位にページランクされる可能性も向上すると考えられます。またこの事が将来予定されている各地域毎のトップレベルドメインすなわちご当地ドメイン、例えば ホテル 東京、着物 京都、食事 大阪、観光 奈良等にも適用範囲が拡大してゆくと、大きな相乗効果が得られるものと予想されます。またこれらの文字列は簡単でスマートなため、広告宣伝用のキャッチフレーズとしても使えるため、多くの企業、法人、官公庁や個人等も、それらを積極的に活用する動きが増加するものと予想されます。当然の結果、この様な形式での日本語ドメイン名を登録して活用する動きも激増する事が予想されるでしょう。それらの相乗効果によって、日本語ドメイン名の利用頻度が高まると共に、さらなる大きな発展が加速されてゆくものと期待できます。</p> <p>以上の技術開発への積極的な取組みは、今後の日本語ドメイン名発展ひいてはインターネットのさらなる発展にも大きく寄与できるものと確信いたします。</p>	
115	個人 9	私は業務上、顧客データ管理および精査を行うことが多いの	現在の「日本語.jp」ドメインに

		<p>ですが顧客データ管理という観点から「全角文字を使用したトップレベルドメインの問題点」について述べたいと思います。</p> <p>トップレベルドメインに全角文字を使用することの最大の問題点はドメイン名の入力時に、ドメイン名の前に付く半角ドット、つまり「.日本」の「.」の部分を誤って変換することにより全角のドット「.」あるいは句点「。」で入力してしまう危険性が高まることにあります。</p> <p>これにより、メールの未達といったトラブルが増加、データ修正のためのコストの増加といった問題が発生します。</p> <p>顧客情報のエントリー・収集を行っている企業においてはその影響は決して小さくはありません。</p> <p>この問題をできる限り回避するためにトップレベルドメインに全角文字を使用することが避けられないのであれば、せめて、ドメイン名に全角ドットや句点の使用を禁止する（漢字・ひらがな・かたかなに限定する）といった措置を取ることが検討いただけないでしょうか。</p> <p>この措置を取ることにより、仮に半角ドットの誤入力があったとしても定期的に全角ドットや句点を強制的に半角ドットに一括変換する処理を行うことでドメイン名をほぼ正確に保つことが可能だからです。</p>	<p>おいては、「、」及び「。」や「.」を含む文字列は登録出来ないこととされています。</p> <p>また、現在の「日本語.jp」ドメインでは、例えば「総務省.jp」というサイトにアクセスする際、アドレス入力欄に「総務省.jp」と入力しても正しくアクセスできる仕組みになっています。</p>
--	--	---	---

(3) 表現に関するご意見

No.	提出者	意見	意見に対する考え方
-----	-----	----	-----------

116	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (5 ページ)	国際的枠組における民間主導の位置付けを明確にするため、次のような脚注を追記することを提案いたします。 【変更案】 脚注 ICANN 設立の過程で、米国商務省から公開された「インターネットの名前およびアドレスの管理」(http://www.nic.ad.jp/ja/translation/icann/bunsho-white.html)では、それまでのインターネットの発展において、民間ならではの柔軟性、迅速性が効果を発揮してきたことを踏まえ、民間主導によるドメイン名と IP アドレスの管理が提案されている。	ご指摘の部分は、ICANN 設立以前の文書であり、その後 IGF 等においても様々な議論があることから、現行通りの記述が適切であると考えます。
117	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (5 ページ)	JPNIC が gTLD レジストリであるかのような誤解を招く表記があるため、次のような修正を提案いたします。 【変更案】 「gTLD」の枠内にある「JPNIC 等」を削除する。	ご指摘を踏まえ、「JPNIC や ICANN 公認レジストラ等が議論に参加」と修正いたします。
118	株式会社電算 (6,9 ページ)	(監視、監査、監督という表現について) 報告書全般において掲載されている組織間の関係表記方法が複数有り、関係性が曖昧になっていることから適切な表現に統一いただきたい。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
119	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (7 ページ)	当時 JNIC は法人格を持っていなかったため、「当該法人」という記述は適切ではありません。 【変更案】 当該団体が管理運営業務を担うこととなった。	ご指摘を踏まえ、修正いたします。
120	社団法人日本ネットワーク	総務省と JPNIC が協力して行っている「.jp」の公共性の担保	ご指摘を踏まえ、以下のとおり

	<p>クインフォメーションセンター (7 ページ)</p>	<p>に関する業務を正確に記述するため、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】</p> <p>移管以来、JP ドメイン名登録管理業務の公共性を担保するため、総務省と JPNIC は共同で、JP ドメイン名登録管理業務移管契約に規定されている JPRS の責任事項に違反していないか、また、ICANN との ccTLD スポンサー契約に基づくポリシーを遵守しているか、について監視を行っている。</p>	<p>修正いたします。</p> <p>「業務移管以来、JP ドメイン名登録管理業務の公共性を担保するため、総務省と社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (JPNIC) は共同で、JP ドメイン名登録管理業務移管契約に規定されている JPRS の責任事項に違反していないか、また、ICANN との ccTLD スポンサー契約に基づくポリシーを遵守しているか等について監督を行っている。」</p>
<p>121</p>	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (7 ページ)</p>	<p>登録データのエスクローの目的は、新たな管理運営事業者への業務引継ではなく、業務の立ち上がりをスムーズにするものです。また、預託する側には積極的に預託を行う動機付けが発生しにくい性質のものであることから、単なる監督から一步踏み込んだ監視までが必要であり、現状もそのような仕組みになっていることから、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】</p> <p>② 登録データのエスクロー (預託) を適正に行うこと (図 7)</p> <p>ー 管理運営事業者が破綻した場合に、再移管先での業務立ち上がりをスムーズに行うために必要な登録データを管理運</p>	<p>ご指摘を踏まえ、以下のとおり修正いたします。</p> <p>「管理運営事業者が破綻した場合に、再移管先での業務の立ち上がりをスムーズに行うために必要な登録データを管理運営事業者が第三者に預託。JPNIC は管理運営事業者が選定する預託先の承認を国と共同で行うとともに、日々の預託が定められた内容</p>

		<p>営事業者が第三者に預託。社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）と国は共同で、管理運営事業者が選定する預託先の承認を行うとともに、日々の預託が定められた内容で行われたかを監視している。</p>	<p>で行われたかを監査」</p>
122	<p>株式会社電算 (7 ページ)</p>	<p>JP ドメイン名登録管理業務の移管に関する覚書 http://www.nic.ad.jp/ja/dom/new-org/20011116-MOU.html 第七条（JP ドメイン名の公共性の担保） 3 項では「違反があると判断した場合は、JPRS に改善を勧告する」と定められており、監督までの効力を有していないと思われるため、監査が適当な表現であるのではないか。</p>	<p>公共性の担保の観点からも違反があると判断した場合には、改善勧告ができるとしており、より一般的な表現である「監督」が相応しいと考えます。</p>
123	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (15 ページ)</p>	<p>審査は実装計画のみによって行なわれます。GAC 原則の趣旨はすべて実装計画中に含まれているはずであり、特に各国政府の意向は同文書中 6.1.4 に言及があります。従って、審査における GAC 原則の役割は間接的です。原文の書き方は、審査が両方を見ながら行なわれるかのような誤解を与えかねず、好ましくないと考え、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】 ICANN が定める IDN-ccTLD（多国文字による国別トップレベルドメイン）実装計画に沿った審査が行われることとなるが、</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>
124	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (25 ページ)</p>	<p>誤字(「他国」)の修正を提案いたします。</p> <p>【変更案】 ICANN の「多国文字による国別トップレベルドメイン実装計画」ドラフト案によれば、</p>	<p>ご指摘を踏まえ、修正いたします。</p>

<p>125</p>	<p>社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター (25 ページ)</p>	<p>民間の場において事業者選定を行なうことの根拠を明確にするとともに、用語を ICANN の原典と整合する使い方にするため、次のような変更案を提案いたします。</p> <p>【変更案】</p> <p>わが国では、「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」第七条において、民間が主導的な役割を担うことが原則とされており、また、これまでの日本のインターネットは民間主導で発展してきたことなどを踏まえれば、民間の場において「.日本」の管理運営事業者の選定を行い、政府が選定結果を支持する、という役割分担が適当である。</p>	<p>インターネットの民間主導による発展は、IT 基本法以前からのことであるため、現行どおりの記述が適切であると考えます。</p>
------------	---	---	---